

常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名 —法令用語釈義 その9—

平野 敏彦

1 人の名前の表記

自分の講義科目の受講者名簿を見て、学生の漢字名の読み方がわからないということが、年々増えてきたように思う。名簿の「カナ」欄を見て、やっと納得するありさまである。漢字の読み、つまり声に出して認識できる音を文字表記したものには、音読みと訓読みの2種類あり、それぞれ字音、字訓と呼ばれる。つまり一字一音ではないのであるから、いろいろの音の組合せの可能性から一つを選び出さねばならない。名字つまり姓は新しく生まれることはないから有限個であろうが（出生の事実に基づいて、嫡出子は父母の氏を、非嫡出子は母の氏を称するとの規定が、民法第790条にある。つまり、既存の「氏」に限られるのである。）、名つまり下の名前（個人名）は無限とは言わないまでも、常に新しく生まれてくるといっても過言ではない。

字音は漢字の発生国である中国における発音であり、受容時期や受容元の地域の違いに応じて区別され、呉音、漢音、唐音などと呼ばれる。これらは日本で発生した表音文字である仮名で表記される。（漢和辞典などでは、字音はカタカナ、字訓はひらがなで示す慣行がある。）たとえば、「行」の呉音は「ギョウ」、漢音は「コウ」、唐音は「アン」である。

これに対して、字訓は、漢字が表す意味と、音声体系は持つが文字体系は持たない日本語の表す意味とを関連づけ、それを文字で表記するものである。

2 - 常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名（平野）

動詞や形容詞などの用言では活用部分を仮名で補ってようやく日本語単語になるのだが（それが送り仮名になる）、漢字部分に当てられた音が訓読みということになる。たとえば、「行」の字訓は、「い・く、ゆ・く、おこな・う」である。これ以外に古訓と呼ばれる読み、すなわち『和名類聚抄』や『類聚名義抄』などの平安時代の漢字字書で漢字の和訓とされている読みが数多くあるし、名乗り（訓）とか人名訓とか呼ばれる人名特に元服名だけに用いられる特殊な訓読みも多数ある。古訓はここに書き付けるには余りにも多すぎるので例をあげないが、名乗りについては、たとえば源頼朝の「頼」（名乗り：より / 字音：ライ / 字訓：たの・む、たのも・しい、たよ・る）と「朝」（名乗り：とも / 字音：チョウ / 字訓：あさ）は双方とも名乗りである（それぞれの名乗り訓はこれ以外にも存在する。）そして、漢字一字と関連づけられる対象を指示する日本語が一对一にとどまらない以上、その都度新しい字訓が登場してくるのである。

日本人の名前の読みの多様さ・複雑さは、漢字一文字に対して複数の字音と複数の字訓が併存する状況に起因する。名前は文字と音で構成される記号と人間個人とを媒介している。ここで一対一対応の保証がない限り、名前の役割は果たされないのである。文字レベルでの対応でも、音レベルでの対応でも問題は発生する。

文字レベルでは「田辺」・「田邊」・「田邊」は同一ではないが（漢字の新字体と旧字体を字体の差にすぎず、同一の字を表すと見る場合は別だが、固有名詞である人名を常にそのように見るべきかどうかは難しい問題である。）、音を表記した「たなべ」・「タナベ」・「Tanabe」では同一として扱うよりほかはない。逆に同一漢字で読みが別の場合もある。「菅」首相は、文字だけ見れば、菅直人（かん・なおと）のこともあり、菅義偉（すが・よしひで）のこともある。濁点の有無も大きな差異である。「山崎」は「やまざき」と読むか、「やまさき」と読むか。高田は「たかだ」か「たかた」か。ジャパネットなら「タカタ」である。仮名ならば濁点の有無だと目に見えてわかるが、耳で聞け

ば別ものになってしまう。

昔読んだ野坂昭如の小説「俺はNOSAKAだ」(1972年)では、パスポートのアルファベット表記「Nosaka」と契約書にうっかりサインした「Nozaka」の食い違いから、同一人物であることを証明できないという問題状況が描かれていたように覚えている。無声摩擦音[s]と有声摩擦音[z]の差で、につきもさつきもいかないのである。コンピューターでの検索語に、アルファベットを使うか、カナか、漢字かでヒットする範囲が大きく異なる可能性がある。(『テルマエ・ロマエ』の作者「ヤマサキマリ」で検索したら、「もしかして：ヤマザキマリ」とコメントして、濁点付きで検索してくれる Google 検索の機能を高めていけば、少しは改善されるかも知れないが。)名字つまり姓について、「日本人のおなまえ」というNHKの番組で紹介されるようないわゆる難読漢字がそもそも読めないのです、読めないというのは別のレベルの難しさがある。

それでも教師生活40年のためかなり経験の蓄積で対処できるようになった名字はまだましである。冒頭で記した「学生の漢字名が読めない」というのは、下の名前である。年寄りの愚痴かもしれないが、漢字をこんな使い方をしたら、正確に読んでもらえないぞと言いたくなるほどである。

生まれた赤ちゃんに名前を付けるのはその親である。法律的に言えば、命名権は親権の内容の一つとされるが、「悪魔ちゃん」事件のようにその命名権の濫用だと判断される場合もないわけではない。

それでは、子の命名に関する法令を確認しておこう。戸籍法(昭和22年法律第224号)と戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)からである。戸籍(Family Register)は、民法に規定される日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、民法にも戸籍法にも「氏」(「姓」は用いられない。)の規定はあるけれども、いわゆる読み仮名の規定はないのである。

4 - 常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名（平野）

まず戸籍の記載項目、次に出生届の届出義務者、その次が出生届の記載項目である。最後に、子の名に用いる文字については、制定時の規定と現行規定の両方をあげる。

○戸籍法 第13条

戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 戸籍に入った原因及び年月日
- 四 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- 六 夫婦については、夫又は妻である旨
- 七 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- 八 その他法務省令で定める事項

○戸籍法 第52条

- ① 嫡出子出生の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならない。
- ② 嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。
- ③ 前2項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。
 - 第一 同居者
 - 第二 出産に立ち会つた医師、助産師又はその他の者
- ④ 第1項又は第2項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。

○戸籍法 第49条

- ① 出生の届出は、14日以内（国外で出生があつたときは、3箇月以内）にこれをしなければならない。
- ② 届書には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
 - 二 出生の年月日時分及び場所
 - 三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
 - 四 その他法務省令で定める事項

- ③ 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

○戸籍法施行規則 第55条

戸籍法第49条第2項第4号の事項は、左に掲げるものとする。

- 一 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 二 父母の出生の年月日及び子の出生当時の父母の年齢
- 三 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までに発生した出生については、父母の職業
- 四 父母が同居を始めた年月

○戸籍法 第50条

- ① 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
- ② 常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。

○戸籍法 第50条 …制定時(昭和22年12月22日)の条文

- ① 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
- ② 常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

○戸籍法施行規則 第60条

戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。)
- 二 別表第二に掲げる漢字
- 三 片仮名又は平仮名(変体仮名を除く。)

○戸籍法施行規則 第60条 …制定時(昭和22年12月29日)の条文

戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。

- 一 昭和21年11月内閣告示第32号当用漢字表に掲げる漢字
- 二 片かな又は平がな(変体がなを除く。)

以上のように、子の名前について、使用する文字は漢字と仮名に限定され

るが、漢字の読みについて定める規定はない。それゆえ、法律上使用可能な文字さえ使えば、原則としてどのような名前でもつけられ、漢字さえ使用していれば、読みの自由度はとてつもなく高いのである。論理必然的に、兄弟で読みが同じ「としひこ」でも、漢字を「敏彦」と「俊彦」と変えれば出生届は受理されるが（戸籍に読み方は記載されない）、漢字は「敏彦」で読みが「としひこ」と「びんげん」で別だというのは受理されないということになる。仮に一つの漢字名について十通りの読みが可能であれば、10人の別人だと見られるおそれもあるのである。

漢字の読みは、一般的な音読みや訓読み、つまり常用漢字表の音訓欄に記載されている字音・字訓に準じてつけるのが普通であろうが、その音訓に限定されることはなく、最近では「キラキラネーム」と呼ばれる片仮名の音に合わせたような独自の当て字や、本来の漢字では使用しない読み方などを用いた奇抜な名前が注目を集めている。「宇宙」と書いて「コスモス」と読ませるたぐいの当て字もあれば、二文字以上になる字訓の一字目の読みだけを使う（「萌」の字訓は「も・える」だから、「も」という音で使うのはまだしも、「心」を「ここ」とか「こ」という音で使うのはとまどう。）ものもある。また、音や響きや漢字の字面の見た目などが優先されるものもある。たとえば、「腔」という漢字は「月」＋「空」でロマンチックに見えるらしいが、使用例として口腔や鼻腔や腔腸動物くらいしか思い浮かばない。だが、2004（平成16）年9月の改正で追加された人名用漢字なので、命名に使える漢字である。この「腔」の字が、最近、刑法の条文に登場した。刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号〔6月23日公布〕）による改正により、刑法第177条の条文見出し（罪名）「強姦^{かん}」が「強制性交等」に、前段の行為の構成要件が「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫^{かんいん}した」が「13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交^{こう}、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした」に改められた。行為客体を女性だけに限定せず、男女を問わずに変わったのである。「腔」の字音は「コウ」（漢音・呉音）であるが、医学用語

では慣用音「クウ」が使われている。(鼻孔の「ビ・コウ」との混同を避けるために、鼻腔を「ビ・クウ」と読むことから始まったという説があるが、定かでない。)それ故、ここでの「口腔」の「腔」は、法令における表外漢字の使用になるので、「くう」という振り仮名が振られている。このような無制限の読みの許容が、読めない名前の増殖を助長している。

結局、戸籍という根本資料との照合が不可能である以上、漢字名の読みを一意的に確認することができないということである。マイナンバーカード(個人番号カード)や運転免許証にも読みは記載されていない。役所に提出する書類の中には、振り仮名欄があり(「ふりがな」だと平仮名で、「フリガナ」だと片仮名で記入するのが通例である。)、漢字名とその読みを記載しなければならないものもある。声を出して呼ぶ必要がある場合に、読み間違えを防ぐために必要という実際の効用があるようだ。

名前を読み間違えるのは失礼だということから、読みを迷う漢字名は音読みをするという慣行が存在する。そうすれば失礼に当たらないそうだ。たとえば、教科書に出てくる人名で、歌人の藤原定家の名前の「さだいえ」が正しいようだが、「ていか」と音読されることが多く、その父の俊成も「としなり」ではなく、「しゅんぜい」と音読されるのが通例だ。「有職読み」と呼ぶそうである。また時代が下がって、明治の政治家の伊藤博文の名は「いとう・ひろぶみ」が正しいようだが、「いとう・はくぶん」という読みも通用しているし、昭和にはいっても、滝川事件で有名な京都帝国大学法学部教授・瀧[滝]川幸辰は、「ゆきとき」が正しい読みだそうだが、一般に「たきがわ・こうしん」と呼ぶことが多い。さらには、昨年10月28日に96歳で亡くなられたわが恩師、西洋法制史の上山安敏先生(うえやま・やすとし)を「あんびん」と呼び慣わしている人も何人もいた。音読みの慣行は現代に至るまで続いているのである。漢字では同一人物でも、耳で聞くと別人物と判断されかねないが、漢字が同一性を担保しているから、読みの相違は些細な問題だともいうことだろうか。

まさに名前とは、音はどうでもいいと言わないまでも、漢字、つまるところ、文字が決め手なのである。個人名ではないが、国名「日本」の読み方字体が、「にほん」か「にっぽん」か、明確に決まっていない国なのである。2009（平成 21）年に日本国号の読み方を質問した民主党の衆議院議員に対して、麻生内閣総理大臣は「「にっぽん」又は「にほん」という読み方については、いずれも広く通用しており、どちらか一方に統一する必要はないと考えている。」という閣議決定でもって答弁した。漢字で「日本」と書いて、それが国「名」なのである。声（音、つまり読み）の文化より文字の文化が優越している。

名前を、つまり名前の読みの音を平仮名・片仮名ではなく、アルファベットで表記した公的証明書がパスポート（旅券）である。パスポート申請書では、氏名のヨミカタ（カタカナ）、戸籍上に記載の氏名、ヘボン式ローマ字表記の氏名の3通りの記載が求められる。ヘボン式ローマ字とは、日本語表記をアルファベット表記に転写するルールで、幕末に来日したアメリカ人ジェームズ・カーティス・ヘボン [=ヘプバーン]（James Curtis Hepburn: 1815 - 1911）が編纂した『和英語林集成』（美国 平文編訳。初版 1867 年）で用いられたものである。この第3版（1886 年）で改良された表記ルールの修正版が現在の「ヘボン式ローマ字綴方表」となっている。現在小学校で学ぶ訓令式（昭和 12 年 [9 月 21 日] 内閣訓令第 3 号「国語ノローマ字綴方統一ノ件」に付された「ローマ字綴表」に示された方式なので、こう呼ばれる。）に比較すれば、より欧米の発音に近い表記だとされ、パスポートの人名表記に用いられている。（Hepburn は、『ローマの休日』（1953 年）の主演女優オードリー・ヘプバーン（Audrey Hepburn : 1929 - 1993）と同じ綴りであるので、現在ならさしずめヘプバーン式ローマ字と呼ばれることになろう。これを「ヘボン」と表記するのは、white shirt を「ワイシャツ」、(sewing) machine を「ミシン」と表記する類である。音表記の多様性の一例である。）

ローマ字表記は、訓令式を原則にして、「国際的關係その他従來の慣例をにわかになら改めがたい事情にある場合」にはヘボン式をも許容する「ローマ字の

つづり方」(昭和29年〔2月9日〕内閣告示第1号)が今日でも基準となっている。コンピューターの日本語入力におけるローマ字かな変換が主流になるにつれ、長音を「u」(例:hyoki→hyouuki),「ん」を「nn」(例:hebon→hebonnn)と打ち込むことがあるので、それがローマ字の正則だと思いついて入っている人が増えているようだ。

パスポート申請時には戸籍謄本又は抄本(戸籍事務を電算化している市町村には、「戸籍全部事項証明書」又は「戸籍個人事項証明書」になる。内容はまったく同じものである。)の添付が定められており、漢字名の照合により申請者との同一性が担保され、ローマ字表記の名前の読みが、いわば公認される。しかし、ここで注意しなければならないのは、この読みはあくまでも本人の自己申告であり、この読みが正しいということを確認する手立ては何もないのである。VISAカードなどのクレジットカードの多くは、アルファベットの大文字表記で氏名が刻印されている。申込時には本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票または印鑑登録証明書、個人番号(マイナンバー)カード)の提示が必要だが、どれも漢字名の読み(姓も含めて)を教えてくれるわけではなく、自己申告の読みに従って新しいカードが作成されるのである。

2018年に亡くなられた関西大学名誉教授の竹下賢先生は、ある飲み会で名前のことが話題になった時に、「賢」は字訓で「まさる」と読むのが正しいのだが、多くの人が「ケン」と字音で読むので、いちいち訂正するのが面倒になり、「ケン」を通称として用い、論文執筆でも氏名の読みを付する必要があるときは「けん」と振り仮名を振り、アルファベット表記も「Ken Takeshita」で通したと言われたことがある。竹下先生のパスポート名が「Ken」か「Masaru」かは聞き逃したが、戸籍には「賢」という漢字しか記載されていないのであるから、どちらの読みでも問題なく有効である。

なお、姓名のローマ字表記に関して、2020(令和2)年1月1日以降は、各府省庁が作成する公用文等においては「姓一名」の順を用いるという取り

10 - 常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名（平野）

扱いがなされている。「日本の伝統に即した表記としていくことが大切である」という認識の当否はともかく、民間に対しても配慮を要請することになっているので、徐々に公用文以外に広がっていくと思われる。

○公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（令和元年10月2日 関係府省庁申合せ）

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
 - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
 - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
 - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
 - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
 - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
 - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
 - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、「姓一名」の構造を示すこととする。
- 4 地方公共団体、関係機関等、民間に対しては、日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えない限り「姓一名」の順を用いるよう、配慮を要請するものとする。

5 上記の内容は、令和2年1月1日から実施するものとする。ただし、各府省庁において対応可能なものについては、実施日前から実施することができる。

あきらめとともに言うしかないが、正しい読みというのは本人しかわからないものである。他人が周辺から迫って行っても、確定的な決め手はないのである。本人の口から二通りの読みが発されたとしたら、それぞれを別の機会に聞いた人の間で争いが起こるだけである。私の名は訓読みで「としひこ」と読むのが正しいが、メールアドレスとして名字「ひらの」+名の音読み「ビンゲン」のローマ字表記である「hiranobingen」を用いているので、実は「ビンゲン」こそが正しい読みだったのだと勘違いする人がいるかもしれない。ここに書いた文がひょっとしたら「としひこ」の読みの唯一のエビデンスになるかもしれないが、これも結局自己申告なのである。……

この問題の解消のためには、出生届により作成された戸籍に記入する時点で、漢字名とその読み仮名を登録しておき、それ以後のあらゆる手続の時にそれと照合するしかないのではなからうか。

2 氏名の読み仮名の法制化

上川陽子法務大臣は2021年9月7日の記者会見で、戸籍の氏名に読み仮名を付ける戸籍法や省令の改正について、16日に開催予定の法制審議会（法相の諮問機関）総会に諮問する方針を表明した。新聞記事の引用ではなく、法務省ホームページに掲載されている「法務大臣閣議後記者会見の概要 令和3年9月7日(火)」(https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00229.html)を全文引用しておこう。

今朝の閣議において、法務省案件はございませんでした。

続きまして、私から1件報告がございます。

氏名の読み仮名の法制化に関する法制審議会への諮問についてです。

12 - 常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名（平野）

今月16日に開催される法制審議会総会において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定の整備など、戸籍法制の見直しに関する諮問をすることといたしました。

現行戸籍法においては、氏名の読み仮名に係る規定はございません。

氏名の読み仮名の法制化については、昭和50年及び56年の民事行政審議会、平成29年に省内に設置された戸籍制度に関する研究会においても検討されましたが、様々な問題や課題があるとして、見送られた経緯があります。

しかし、昨年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名の法制化を図ることとされたところです。

また、本年5月に公布されたデジタル社会形成整備法の附則におきましても、行政手続において、読み仮名によって個人を識別することができるよう、個人の氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とするよう求められたところです。

これらを踏まえ、本年1月に設置された民間の研究会に法務省の担当者も委員として参加し、戸籍における氏名の読み仮名の法制化を図るための論点や考え方を検討してまいりました。

本年8月に公表された研究会の論点整理では、読み仮名を戸籍法における氏名の一部とするかどうか、漢字の音訓や文字の意味との関連性を要求するかどうか、読み仮名を変更する手続の方法をどうするかなどの論点が見られました。

この論点整理の成果も踏まえて、戸籍法制の見直しに向けた更なる具体的な検討を行っていただくため、この度、法制審議会に諮問することとした次第です。

法制審議会で、充実した調査審議がされることを期待しております。

上記の「民間の研究会」とは「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会」のことで、2021（令和3）年1月からほぼ月1回のペースで研究会を7月まで開催し、8月31日付けで「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会取りまとめ」を公表した。上川大臣の発言はこれをうけてのものだった。法制審議会戸籍法部会は11月25日に第1回会議を開催した。「研究会とりまとめ」も参考資料として配付されている。2024（令和6）年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、戸籍における氏名の読み仮名の法制化を図りたいということなので、2023（令和5）年の通常国会に関連法案提出を目指すというスケジュールで審議がなされることになっている。

- ・氏名の読み仮名の法制化に関する研究会

https://www.kinzai.or.jp/legalization_kana.html

- ・「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会取りまとめ」

https://www.kinzai.or.jp/uploads/torimatome_kana_pdf

<https://www.moj.go.jp/content/001361613.pdf>

- ・法制審議会戸籍法部会

https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003012

現行戸籍法においては、氏名の読み仮名に係る規定はないということであるが、現在役所で使用されている出生届(図1)には、「子の氏名」欄に「よみかた」という欄が設けられている。そして、記入上の注意として、「子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いて下さい。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記して下さい。」という文字についての注意と、「よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いて下さい」と「よみかた」の取扱いについての注意が記載されている。「よみかた」欄は、1978(昭和53)年の法務省通達で定められている標準様式で付されたもので、住民基本台帳事務処理上の利便のために設けているにすぎず、戸籍事務では使用していないということである。

用語について、「氏名を平仮名又は片仮名をもって表記したものには、読み仮名、よみかた、ふりがななど様々な名称が付されているが、本研究会取りまとめにおいては、「氏名の読み仮名」という。」とされているので、今後の審議では「読み仮名」が用いられていくと思われるが、届出用紙の欄名としては「よみかた」を残してもいいのではなかろうか。

<h2 style="margin: 0;">出生届</h2> <p style="margin: 0;">令和 年 月 日 届出</p> <p style="margin: 0;">広島市 区長 (届出先)</p>		受理 令和 年 月 日 第 号				発送 令和 年 月 日				
		送付 令和 年 月 日 第 号				広島市 区長 印				
		青須調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 氏 票	通 知		

(1)	(よみかた)子の氏名 <small>(外国人のときはローマ字を併記してください)</small>	氏 名	父母との続柄 <input type="checkbox"/> 納出子 (<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) <input type="checkbox"/> 納出でない子 (<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女)	
	(2)	生まれたとき	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後
		生まれたところ	広島市 区	番地 番 号
	(4)	住所 <small>(住民登録をするところ)</small>		番地 番 号
			世帯主の氏名	世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の子
	(5)	父母の氏名 生年月日 <small>(子が生まれたときの年齢)</small>	父 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 (歳) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳) 母 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 (歳) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)	
本籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>			番地 番 号	
(6)		筆頭者の氏名		

記入の注意

太線わく内は書かないでください。
 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 子が生まれた日からかぞえて14日以内に出してください。
 広島市の各区分所・出張所へ届け出る時は1通出してください。広島市以外に届け出る時は、届書の通数について、その市町村に事前にお尋ねください。(2通の場合でも、出生証明書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。)
 子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を併記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

図1 出生届の左上上部（広島市）

すでに出生届に「よみかた」が記入されているのなら、それを永久保存文書に指定して、必要に応じて照合して確認すればすむだけのことに見えるが、あくまでも便宜の方策にすぎないので、戸籍原簿に「よみかた」を登録するシステムを整えるべきであろう。1994（平成6）年6月29日の戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成6年法律第67号）により戸籍の電算化が決まり、その結果導入された戸籍情報システムの構築が全国の自治体で進められ、2020年9月に完了した。このシステムは法務省民事局民事第一課により『戸籍情報システム 標準仕様書』という標準規格が定められている (<https://www.moj.go.jp/content/001357217.pdf>)。全体で3938コマのものだが、その中に以下のような記載がある（2-1-3/4 [25-26コマ]）。

(3) 氏名ファイル

戸籍法第13条に定める「戸籍の記載事項」のうちの「氏名」を記録するファイル

である。現行の戸籍制度では氏は筆頭者氏名欄にのみ記載し、名欄には「名」だけを記載しているが、氏名ファイルには「氏」と「名」両方を記録する。氏名ファイルに記録する情報の概要は次のとおりである。

個人番号	カナ氏名	漢字氏名
------	------	------

「カナ氏名」・「漢字氏名」とともに戸籍データ・ベースを検索するためのキー項目である。カナ氏名は戸籍の検索の効率性を確保するために設けたものである。現行の戸籍制度では原則として氏名にふりがなを記載しないが、この理由からシステムの戸籍ではカナ氏名と漢字氏名を記録する。ただし「カナ氏名」は、戸籍としての記録すべき情報でないことには変わりはない。したがって各種証明書には出力しない。また、名の変更・氏の変更があった者を旧氏名でも検索できるように変更前の「カナ氏名」・「漢字氏名」も履歴として記録する。

システム導入が全国規模で完了したということであるから、今後の新生児については順調に「カナ氏名」のデータが蓄積されていくことであろう。問題は「カナ氏名」が登録されていない多数の国民のデータ収集である。精力的にデータバンクにデータを補充していく地道な作業を続けていけば、10年かからずにシステムは完成することであろう。

生年月日が登録され、電子データ化されておれば、新型コロナワクチンの予防接種券の年齢別発送事務は確実に能率がアップする。また、行政機関が氏名データを検索・抽出する場合、制限があるとはいえ膨大な組合せが考えられる漢字氏名でソートするより、カナ文字氏名でソートするほうが容易に名寄せが可能である。戸籍というビッグ・データが様々な別データとひもづけされることには個人情報保護の観点からの厳重な監視が必要であるが、行政の迅速で機動的な対応が必要とされる場面での活用が期待される。

3 文字表記基準の歴史的変遷

本稿では、氏名の読み仮名の法制化の個々の問題にこれ以上立ち入ること

はせず、前述の戸籍法第 50 条第 2 項で明記されている「常用平易な文字の範囲」にかかわる文字表記の基準の歴史の変遷を整理することにより、議論の前提知識を固めることに寄与したい。

戸籍法で明記された「常用平易な文字の範囲」は、戸籍法施行規則で漢字と仮名に限定され、この 75 年の間に、何回かの修正が加えられた。一般の漢字については、当用漢字表と二つの常用漢字表と、人名用漢字については様々な表で定められている。当用漢字・常用漢字については、字体・音訓が伴うが、人名用漢字には音訓の定めはない。

これに対して、仮名については「仮名」という漢字を用いるという変更はあるが、一貫して「片仮名」と「平仮名」に限られ、「変体仮名を除く。」と注記されている。

一般漢字、人名用漢字、仮名の年代別組合せは、以下のとおりである。

昭和 22 年	当用漢字表		片かな又は平がな (変体がなを除く。)
昭和 51 年	〃	人名用漢字別表 人名用漢字追加表	片仮名又は平仮名 (変体仮名を除く。)
昭和 56 年	常用漢字表	施行規則別表第二 人名用漢字別表	〃
平成 22 年	〃	施行規則別表第二 漢字の表	〃

漢字表は、内閣告示（内閣府告示とは異なるので注意。）という形式で公布され、それを受けて内閣訓令という形式で内閣総理大臣が官庁又は行政機関（国だけでなく、地方も）に使用を促すよう指示を出す。根拠規定は内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）である。各省大臣の出す告示については、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）に類似の規定がある。

○内閣法 第 25 条

- ① 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
2～4 <略>
- 5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

○国家行政組織法 第14条

- ① 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

すなわち、告示とは、公の機関が自らの権限内の事務について、広く一般に知らせることであり、その際の形式である。他方、訓令とは、公の機関が所管の諸機関及び職員に対し自らの権限を行使して、命令や指示や注意をすることであり、その際、訓令又は通達という形式をとるのである。

告示はまず第一義的には公示されたもの、一定の事柄を周知させるために発表されたものであり、それが法的拘束力を有するかどうかは、内容に応じて個別に判断するしかないと言われている。他方、訓令は、上級下級の官庁間の指揮命令系統に即した命令又は示達なので、官庁間では拘束力をもつが、一般国民を直接拘束するものではない。したがって、告示の多くは官報に掲載されるが、訓令は一部を除いては官報に掲載されず、行政機関内での示達を内容とする通達と同様である。

4 漢字

漢字はいくつくらいあるのだろうか。史上最高の漢字字典と言われるのは『康熙字典』である。その名のとおり、中国・清の第4代皇帝の康熙帝(1654 - 1722年:在位1661 - 1722年)が、中国でそれまでに作成された字書の集大成をめざして編纂を命じた勅撰の漢字字典で、完成年は1716年である。収録文字数は47,035字であり、それぞれについて字音と字義が記載されている。まさに漢「字」の字典であり、漢語の辞典ではない。木版印刷であり、字体

は楷書である。このいわゆる康熙字典体が「正字」（新字体に対する旧字体）として、今日の活字や印刷フォントの明朝体のモデルとなっている。

実はこの収録文字数を上回る辞典が存在する。日本の諸橋轍次が著した『大漢和辞典』（初版：全13巻 1955 - 1960年 / 修訂第2版：全15巻 1989 - 1990年）であり、出版社である大修館書店は「親文字5万余字、熟語53万余語を収録した世界最大の漢和辞典」をキャッチフレーズとしている。初版以来、諸橋轍次「著」とされてきたことは驚きだが、初版での親字番号（大漢和番号）は49,964番、修訂第2版（鎌田正・米山寅太郎修訂増補）では補巻（国字や新字体も含む。）の親字の追加や番号の加減修正の結果、収録文字数は51,110字と言われる。この数字は異体字や俗字の処理等で微妙なところがあるので、「5万余字」とすればはずれないようだ。単漢字の字音・字訓と字義だけでなく、熟語とその出典表記がなされているのは、壮絶である。

ところが、これらの超弩級の字典・辞典にも採録されていない漢字が存在するようである。異体字や俗字である。木版や活版の印刷文字として採用されたものであれば採録されるであろうが、筆記文字まで射程に入れるとすれば不可能であろう。二つの漢字が別漢字であると認定するのは、字体・字形・書体の異なりを拠り所とするのであろうが、相当に困難な作業である。

ここでいう字体とは文字の点画から成る骨組み、字形とは目に見える文字の形で様々なレベルでの相違がある。書体は字体を基に文字が具現化された際に、文字にデザインの一貫性が認められる様式のことである。明朝体、ゴシック体、教科書体という印刷活字の書体もあれば、篆書・隸書・草書・行書・楷書という漢字の五体も書き文字の書体である。（楷書が時間的に先にあって、早書きをするためにそれを崩して行書、さらに崩して草書という順序で書体が生まれたように思いがちであるが、歴史的経過に即すると、隸書から草書・行書へと進み、最後に唐代に確立した書体が楷書である。）

旧字体と新字体は字体は異なるが、同一の字種に属するものとして同一漢字として扱い、いわば機械的に置き換える作業は、一般的に承認されている。

私たちが現在市販されている普通の六法で目にする日本国憲法(1946(昭和21)年11月3日公布, 1947(昭和22)年5月3日施行)は、後述する当用漢字字体表が告示される(1949(昭和24)年4月28日)前の法文なので、漢字については旧字体「國」や「條」が使用されているが、新字体「国」や「条」に置き換えられ、それを違和感なく受け入れている。また、戦前のあらゆる文献は旧字体で印刷されていたはずだが、たとえば夏目漱石の小説が文庫化される時は、漢字は新字体に置き換えられている。旧字体を維持するのは、全集版などの特別な用途がある場合に限られている。新字体・旧字体という言い方だと一組しかないように聞こえるが、実のところ、新字体は複数の旧字体を整理してできたものなので、一つの新字体に対して二つ以上の旧字体がある場合が多いという事実には、注意が必要である。

(1) 漢字表

「漢字表」とは、国の国語施策において、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の範囲または目安を示すために、漢字を選択し、一覧表にしたものである。第二次世界大戦後、次の3つの漢字表が提示されている。なお、当用漢字は、段階的に整備されていったものである。

1946(昭和21).11.16.	当用漢字表(昭和21年内閣告示第32号)	1850字
1948(昭和23).2.16.	当用漢字別表(昭和23年内閣告示第1号)[教育漢字]	881字
1948(昭和23).2.16.	当用漢字音訓表(昭和23年内閣告示第2号)	
1949(昭和24).4.28.	当用漢字字体表(昭和24年内閣告示第1号)	
1973(昭和48).6.18.	当用漢字[改定]音訓表(昭和48年内閣告示第1号)	
1981(昭和56).10.1.	常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)	1945字
2010(平成22).11.30.	常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)	2136字

漢字の字数はあまりにも多く、字体・字形はあまりにも多様であり、読みはあまりにも複雑怪奇で取捨がつかないため、明治時代から、日常的に用いる漢字の字数制限や字体・字形の整理について様々な議論が存在した。これ

らの作業が、戦後の当用漢字の選定に受け継がれていくのである。これらのうち、主要なものが表1である。なお、1921（大正10）年に設置された臨時国語調査会の初代会長は森林太郎（鷗外）であったが、常用漢字表の完成を見ることなく、翌年亡くなっている。

表1 戦前の漢字改革

1919（大正8）.12.25.	漢字整理案（文部省普通学務局国語調査室）	約2600字
1923（大正12）.5.9.	常用漢字表（臨時国語調査会）	1962字
1923（大正12）.5.12.	略字表（臨時国語調査会）	154字
1926（大正15）.7.7.	字体整理案（臨時国語調査会）	約1020字
1931（昭和6）.6.3.	常用漢字表（修正）（臨時国語調査会）[簡易字体55字]	1856字
1938（昭和13）.7.14.	漢字字体整理案（国語審議会）	1032字
1942（昭和17）.6.17.	標準漢字表（国語審議会）[簡易字体141字]	2528字
1942（昭和17）.12.4.	標準漢字表（修正）（文部省）[簡易字体80字]	2669字

戦後改革は戦前の日本の垢を洗い流すべく、あらゆる局面で精力的に行われたが、国語施策の面でも、大変革があった。その嚆矢が1946（昭和21）年11月16日の「当用漢字表」の制定である。5月7日には国語審議会の最初の案であった「常用漢字表案」（1295字）が、字種が少ないという理由で、総会で否決されたので、当用漢字は1850字になった。これまで、漢字の数ははなはだ多く、その用い方も複雑であるために、教育上または社会生活上、多くの不便があったという問題意識に立ち、現代国語を書きあらわすために、日常使用する、すなわち「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲」を定め、文字数を制限するという対応策をとり、国民の生活能率をあげ、文化水準を高めるという目的を達成しようというのである。明確に「範囲」や「制限」という言葉が用いられている。戦前からの下準備があるとはいえ、字数制限の目的は迅速に行えたが、読みや字体については後回しにされた。音訓の範囲を示す音訓表と教育漢字の選定が完了したのは当用漢字表の1年3か月後、字体の標準を示す字体表に至っては2年5

か月後であった。音訓表については制限色の強いものであり、字体表では、すでに当用漢字表で新字体(簡易字体)が採用されていた漢字131字と合わせて、約500字が新字体となった。

なお「々」は漢字ではなく(だから、通例は漢字字典の親字となることはないのである。)、繰り返し符号の一種で「同の字点」と呼ばれ、同じ漢字を重ねるときに、2文字目以降の文字の代用として用いる(読みでは、2文字目で濁こともある。)ことが許容されている。「々」も同様の繰り返し符号で、「二の字点」と呼ばれる。日本国憲法では第55条本文、第56条第1項、第57条第2項、第58条第1項、同第2項本文、第62条で「各々」(おのおの)という形で用いられているが、現在では許容されない符号である。

人名と地名については、当用漢字表のまえがきで「固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。」と当面は態度保留であった。戸籍法施行規則により、子の命名に使える漢字が当用漢字の枠に制限されたため、かなり窮屈感を与えることになったので、1951(昭和26)年には、「人名用漢字別表」として漢字92字を選定し、名前に使える漢字の範囲を拡張した。人名用漢字の中にも新字体を採用したものもあるが、読みについては一切の定めがない。

当用漢字の範囲についての検討も継続されたが、その中で法学者として注目したいのは、「当用漢字補正案」という名で知られている1954(昭和29)年の国語審議会報告である。その中で28字(表2の当該の項に示しておいた)の削除候補漢字が示されたが、「且 但 又 濫 箇 遵 附」のような法令用語表記に直接影響する漢字、「劾 奴 朕 爵 璽 罷 隸」のような憲法で使用されている漢字が含まれていた。これらが表外漢字になってしまったら、法令文の見た目はかなり変わった字面に見え、また、憲法は振り仮名なしには読めなくなってしまっていたかもしれないが、幸い、この報告は告示に採用されることなく終わり、今でも漢字表に残っている。(ただし、「且」・「但」の漢字自体は残ってはいるものの、現在では、法令文では「かつ」・「た

だし」と平仮名表記することに変更された。) 当用漢字の音訓については、1973（昭和 48）年に、一定の漢字に新しい読みが追加されたが、注目すべきことは「漢字の音訓使用の目安」という言い回しに見られるような制限緩和の方向への転換の姿勢であった。

小学生時代、「魚」の読みが「音：ギョ/訓：うお」だけで、「さかな」という訓読みのないのが不思議だった。「魚釣り」は「うおつり」でも「さかなつり」でも違和感はないが、魚屋は「さかなや」であり、「うおや」はあり得ない読みだと子供心に思っていた。「さかな」の読みが追加された1973年には、その小学生は大学2年になっていた。今となっては、音訓表の制限の強さの結果だったと納得がいった。

1981（昭和 56）年 10 月 1 日に、当用漢字表に代わる新しい漢字表である「常用漢字表」が制定された。キーワードは「漢字の使用の目安」である。それまでの漢字施策の集大成とも言えるものであり、戦前から何度も用いられていた名称が付けられた。当用漢字表とは異なり、音訓表と字体表も兼ね備えた統合版であり、字数は 95 字増えて計 1945 字になり、さらに全漢字に語例が付されており、字体は明朝体活字のうちの一つを例にした通用字体で示されている。

それからほぼ 30 年後の 2010（平成 22）年 11 月 30 日に新しい漢字表である「常用漢字表」が制定された。名称が同じなので、改定常用漢字表とか新常用漢字表とか呼ばれることがあるが、改正ではなく、廃止制定であることに注意しなければならない。（私も、講義中に、「平成 22 年常用漢字表」と言うべきところを、「昭和 56 年常用漢字表」と誤った情報を与えてきたことを受講生に謝罪しなければならない。単なるうっかりミスとは言えないだろう。）字数は、追加 196 字、削除 5 字（「勺 錘 銑 脹 匆」は人名用漢字に移行しただけなので、引き続き、命名に用いることはできる。）、つまり 191 字増加したので、計 2136 字である。音訓についても若干の変更があった。

平成の常用漢字表では漢字数が増えているが、この 30 年間での社会の大き

な変化は、パソコンの普及とネット社会の到来である。日本語入力におけるローマ字漢字変換またはカナ漢字変換の技術の進歩により、文書作成において漢字を書くことが手書きからコンピュータ入力へと中心が移行し、いわゆる難しい漢字が苦もなく使えるようになってきた。常用漢字に含まれない表外漢字の需要が高まってきたのである。また、コンピューター（携帯電話やスマホ等様々な情報機器も含む。）のディスプレイに表示でき、プリンターでプリントアウトできる文字の範囲という問題は、国語学というより情報学が扱う問題になった。1978（昭和53）年から日本工業規格（2019年7月1日以降、日本産業規格と改称された。）としていわゆる JIS 漢字コードが定められ、何度か改定されている。現時点で第1水準漢字2965字、第2水準漢字3390字、第3水準漢字1259字、第4水準漢字2436字、計10050字の漢字に、非漢字1183字を加えて合計11233字に文字コードが割り振られている。たとえば情報機器によりバージョンが異なる JIS 規格に対応するフォントが搭載されていた場合、それぞれで表示が異なるという事態が発生する。また、印刷された常用漢字表で用いられている明朝体活字とは見た目が異なることもある。同音同義異字体（たとえば、新字体と旧字体）の漢字は同じ字種として1字とカウントするのではなく、新字体と旧字体のそれぞれに別コードを付与するので、字数は漢字表よりも当然多くなる。一時、コンピューターで使えない漢字が話題になったことがある。名字でよく見る「高」や「崎」などである。俗に「はしごだか」とか「たつさき」と呼ばれる。「高」と「崎」の異体字である。かつては文字化けしていたが、文字コードである Unicode が割り振られているので、表示・印刷できるコンピューターが増えてきている。

（第22期）国語審議会は、2000（平成12）年12月8日に、「表外漢字字体表」を文部大臣に答申した。その中で表外漢字の印刷標準字体1022字を示し、そのうち22字については簡易慣用字体を併せ掲げている。ワープロの急速な普及により、表外漢字の使用が日常化してきたという認識の下で、印刷字体とワープロ字体との間にある不整合を調整する試みの第一歩であった。「漢字の

範囲」という問題意識を共有し、国語学と情報学のすりあわせが、今後の課題となるであろう。この10年後に制定された平成22年常用漢字表では、昭和56年常用漢字表に比べて196字の追加があったが、そのうち154字が表外漢字字体表から選定されたものである。

以上の3つの漢字表についての典拠である告示や訓令の制定文には、それぞれの特徴がよく示されているので、それらを抜き出して一覧で見ることができるようにまとめたのが表2である。漢数字（号番号は除く。）は算用数字に、漢字の旧字体は新字体に改めたほか、横書きに伴い、読点はコンマで統一した。私の判断で重要と思われる箇所には下線を付した。（本稿で作成したすべての表について、同じ方針である。）

表2 戦後の漢字表

1946（昭和21）.11.16.	当用漢字表 【1850字】
<p>○昭和21年内閣告示第32号</p> <p>現代国語を書きあらわすために、<u>日常使用する漢字の範囲</u>を、次の表のように定める。</p> <p>昭和21年11月16日 内閣総理大臣 吉田 茂</p> <p>当用漢字表</p> <p>まえがき</p> <p>一、この表は、<u>法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲</u>を示したものである。</p> <p>一、この表は、今日の国民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである。</p> <p>一、<u>固有名詞</u>については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。</p> <p>一、<u>簡易字体</u>については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。</p> <p>一、<u>字体と音訓</u>との整理については、調査中である。</p> <p>使用上の注意事項</p> <p>イ、この表の漢字で書きあらわせないことばは、<u>別のことばにかえるか</u>、または、<u>かな書き</u>にする。</p>	

- ロ、代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする。
- ハ、外国(中華民国を除く)の地名・人名は、かな書きにする。
ただし、「米国」「英米」等の用例は、従来の慣習に従つてもさしつかえない。
- ニ、外来語は、かな書きにする。
- ホ、動植物の名称は、かな書きにする。
- ヘ、あて字は、かな書きにする。
- ト、ふりがなは、原則として使わない。
- チ、専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。

<以下略>

○昭和21年内閣訓令第7号

各官庁

当用漢字表の実施に関する件

従来、わが国において用いられる漢字は、その数がはなはだ多く、その用いかたも複雑であるために、教育上または社会生活上、多くの不便があつた。これを制限することは、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少くない。

それ故に、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字表を採択して、本日内閣告示第32号をもつて、これを告示した。今後各官庁においては、この表によつて漢字を使用するとともに、広く各方面にこの使用を勧めて、当用漢字表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。

昭和21年11月16日 内閣総理大臣 吉田 茂

1948(昭和23).2.16.	当用漢字別表(教育漢字)【881字】
------------------	--------------------

○昭和23年内閣告示 第1号

当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともに行けるように指導すべき漢字の範囲を、次の表のように定める。

昭和23年2月16日 内閣総理大臣 片山 哲

当用漢字別表

<略>

○昭和23年内閣訓令第1号

各官庁

当用漢字別表の実施に関する件

さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の範囲を定め、昭和21年内閣告示第32号をもつて、当用漢字表を告示した。しかしながら、これは、国民生活の上で漢字の制限が無理がなく行われることをめやすとしたものであつて、国民教育における漢字学習の負担を軽くし、教育内容の向上をはかるためには、わが国の青少年に対

して義務教育の期間において読み書きともに必修せしめるべき漢字の範囲を定める必要がある。

よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字別表を採択し、本日内閣告示第1号をもつて、これを告示した。今後、各官庁においては、この表を制定した趣旨を理解し、これに協力することを希望する。

昭和 23 年 2 月 16 日 内閣総理大臣 片山 哲

1948（昭和 23）.2.16. 当用漢字音訓表

○昭和 23 年内閣告示第 2 号

現代国語を書きあらわすために、日常使用する漢字の音訓の範囲を、おおむね次の表のように定める。

昭和 23 年 2 月 16 日 内閣総理大臣 片山 哲

当用漢字音訓表

まえがき

- 一 この表は、当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したものである。
- 一 この表の字音は、漢音・呉音・唐音および慣用音の区別にかかわらず、現代の社会にひろく使われているものの中から採用した。
- 一 この表の字訓は、やはり現代の社会にひろく行われているものの中から採用したが、異字同訓はつとめて整理した。
- 一 音訓の掲げ方は、まず字音をかたかなで、つぎに字訓をひらがなで示した。
 なお、限られたことばにのみ用いられるものには、傍線をつけておいた。

〔使用上の注意事項〕 <略>

○昭和 23 年内閣訓令第 2 号

各官庁

当用漢字音訓表の実施に関する件

さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の範囲を定め、昭和 21 年内閣告示第 32 号をもつて、当用漢字表を告示した。しかしながら、漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことによるばかりでなく、その読みかたの多様であることにもよるのであるから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の音訓を整理することが必要である。

よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字音訓表を採択して、本日内閣告示第 2 号をもつて、これを告示した。今後、各官庁においては、つとめてこの表によつて漢字を使用するとともに、広く各方面に、当用漢字音訓表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。

昭和23年2月16日	内閣総理大臣 片山 哲
1949(昭和24).4.28.	当用漢字字体表
○昭和24年内閣告示第1号	
現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の字体の標準を、次の表のように定める。	
昭和24年4月28日	内閣総理大臣 吉田 茂
当用漢字字体表	
まえがき	
一、この表は、当用漢字表の漢字について、 <u>字体の標準</u> を示したものである。	
一、この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。	
一、この表の字体の選定については、 <u>異体の統合</u> 、 <u>略体の採用</u> 、 <u>点画の整理</u> などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。	
[備考] <略>	
○昭和24年内閣訓令第1号	
各官庁	
当用漢字字体表の実施に関する件	
さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字とその音訓との範囲を定めて、当用漢字表および当用漢字音訓表を告示した。しかしながら、漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読み方の多様であることによるばかりでなく、 <u>字体の不統一や字画の複雑さ</u> にももどづくところが少くないから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに <u>漢字の字体を整理して、その標準を定める</u> ことが必要である。	
よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字字体表を採択して、本日内閣告示第1号をもつて、これを告示した。今後、各官庁においては、この表によつて漢字を使用するとともに、広く各方面にその使用を勧めて、当用漢字字体表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。	
昭和24年4月28日	内閣総理大臣 吉田 茂
1949(昭和29).3.15.	当用漢字補正案
○昭和29年3月15日(第5期)国語審議会第20回総会報告	
当用漢字表審議報告(漢字部会)	
1 当用漢字表(音訓表・字体表を含む。)から削る字	
且 丹 但 効 又 唐 嚇 堪 奴 寡 悦 朕 濫 煩 爵 璽 箇 罷 脹	
虞 謁 迅 逦 遵 鍊 附 隸 頌	

2	当用漢字表（音訓表・字体表を含む）に加える字 <略>
3	音訓を加える字，字体を改め音訓を加える字 <略>
▲この「補正資料」は，内閣告示とされず，「報告」のまま終わった。	
1973（昭和48）.6.18.	当用漢字音訓表
○昭和48年内閣告示第1号	
一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字の音訓使用の目安を，次の表のように定める。	
なお，昭和23年内閣告示第2号は，廃止する。	
昭和48年6月18日 内閣総理大臣 田中 角栄	
当用漢字音訓表	
前書き	
一 この表は，法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など，一般の社会生活において，「当用漢字表」に掲げる漢字によって現代の国語を書き表す場合の音訓使用の目安を示すものである。	
二 この表は，科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。	
三 この表は，過去の著作や文書をいかに読むかを示すものではなく，また，過去に行われた音訓を否定するものでもない。	
四 この表の運用に当たっては，個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。	
表の見方及び使い方 <略>	
○昭和48年内閣訓令第1号	
各行政機関	
「当用漢字音訓表」の実施に関する件	
さきに，政府は，昭和23年内閣告示第2号をもって「当用漢字音訓表」を告示したが，その後の実施の経験等にかんがみ，これを改定し，本日，内閣告示第1号をもって，新たに「当用漢字音訓表」を告示した。	
今後，各行政機関においては，この表を当用漢字表に掲げる漢字の音訓使用の目安とするものとする。	
なお，昭和23年内閣訓令第2号は，廃止する。	
昭和48年6月18日 内閣総理大臣 田中 角栄	
1982（昭和56）.10.1.	常用漢字表 【1945字】
○昭和56年内閣告示第1号	
一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を，次の表のよう	

に定める。

なお、昭和21年内閣告示第32号、昭和23年内閣告示第1号、昭和24年内閣告示第1号、昭和26年内閣告示第1号、昭和48年内閣告示第1号及び昭和51年内閣告示第1号は、廃止する。

昭和56年10月1日 内閣総理大臣 鈴木 善幸

常用漢字表

前書き

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 この表は、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

表の見方及び使い方 <略>

(付) 字体についての解説 <略>

第1 明朝体活字のデザインについて <略>

第2 明朝体活字と筆写の楷書との関係について <略>

本表 <略>

付表 <略>

○昭和56年内閣訓令第1号

各行政機関

「常用漢字表」の実施について

政府は、本日、内閣告示第1号をもつて、「常用漢字表」を告示した。

今後、各行政機関においては、この表を現代の国語を書き表すための漢字使用の目安とするものとする。

なお、昭和21年内閣訓令第7号、昭和23年内閣訓令第1号、昭和24年内閣訓令第1号、昭和26年内閣訓令第1号、昭和48年内閣訓令第1号及び昭和51年内閣訓令第1号は廃止する。

昭和56年10月1日 内閣総理大臣 鈴木 善幸

2010(平成22) .11.30.	常用漢字表 【2136字】
--------------------	---------------

○平成22年内閣告示第2号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を、次の表のよう

30 - 常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名（平野）

に定める。

なお、昭和56年内閣告示第1号は、廃止する。

平成22年11月30日 内閣総理大臣 菅 直人

常用漢字表

前書き

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 この表は、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

表の見方及び使い方 <略>

(付) 字体についての解説 <略>

第1 明朝体のデザインについて <略>

第2 明朝体と筆写の楷書との関係について <略>

本表 <略>

付表 <略>

○平成22年内閣訓令第1号

各行政機関

公用文における漢字使用等について

政府は、本日、内閣告示第2号をもって、「常用漢字表」を告示した。

今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする。

なお、昭和56年内閣訓令第1号は、廃止する。

平成22年11月30日 内閣総理大臣 菅 直人

(2) 人名用漢字

当用漢字表は、「日常使用する漢字の範囲」を定めることを目的としている

が、「使用」の中には、生まれた子に対する命名も含まれていた。戸籍法第50条第1項には「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」とあり、「常用平易な文字」の内容は第2項で「命令」に委ねられた。この「命令」が戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）（昭和22年12月29日公布。現在この「命令」は「法務省令」に改められているが、この施行規則の法令番号つまり省令番号には、制定時の「司法省令」がそのまま残っている。）であり、命名に用いてよい文字の範囲が、同規則第60条において「当用漢字表に掲げる漢字」と「片かな又は平がな（変体がなを除く。）」に限定されたのである。法には「常用平易な文字」とだけ規定し、具体的「制限」は裁量が働く余地のある省令で定めることにしたのだが、「常用平易な」の判断基準が最終的には社会通念ということになると、制限の妥当性が問われる局面が出てくることも予想される。案の定、裁判も提起されることになった。

同規則の施行日前は文字制限はなかったので、どんな漢字（異体字・俗字も含む。）でも、どんな読み（記入の必要はなかったが）でも、また片仮名と変体仮名を含む平仮名でもよかったのである。手書きで届出し、手書きで戸籍原簿に記載していた時代には、さぞかし多様な名前が存在したであろう。それが1850字に制限されてしまったのである。

当用漢字表の中に親が子の名前に使用したい漢字が含まれていないという不満はかなり高まっていたと思われる。1951（昭和26）年の「人名用漢字別表」の制定を皮切りに、いろいろ形式を変えながら、増減を繰り返し、今日に至っている。人名用漢字は、当用漢字表内漢字に対してはプラス・アルファの表外漢字の関係になる。さらに、1976（昭和51）年には「人名用漢字追加表」が制定された。

1981（昭和56）年、常用漢字表が制定された時に、人名用漢字は、内閣告示から、法務省令（戸籍法施行規則）に移され、同規則内部の別表第二を指示するという形式になった。発令権限が内閣から法務大臣へと移った一方、形式として、通知である告示から、省令という法令形式への変更である。人

人名用漢字はいわば法令事項になるとともに、改正の機動性をもつようになったと言えよう。別表や追加表の制定文中にあった「人名に用いて差し支えない漢字」という表現は消えてなくなった。2004（平成16）年には、従前の別表第二と附則別表を合わせて、新しい「別表第二 漢字の表」となり、「人名用漢字」という表現も法令から消えた。これと同時に新たに488字が追加されており、常用漢字表の拡張の便宜的手段であったようにも見えなくもない。一見したところ、人名には不適な漢字も含まれているからである。案の定、2010（平成22）年の改定常用漢字表には別表第二から129字が移動した。これらの漢字が子の命名に使える漢字という意味では移動の前後で変わりはないが、従来の人名用漢字つまり表外漢字から表内漢字への昇格であり、人名以外の使用が認められる点で大きく異なっている。

これを時間順に整理して、その時点での使用可能な字数を付記したのが、表3である。個別の解説は省くが、重要であると思われる箇所に下線を付しておく。

私の名「敏彦」の「彦」は、1951（昭和26）年5月25日公布・同日施行の「人名用漢字別表」92字に含まれているので、1952（昭和27）年9月7日生まれの私の命名には使えたのである。名の由来について小さい頃聞かされた話では、父がスポーツ新聞を見ていて、競輪か競艇の選手の名に「敏彦」があり、それを使おうと思ったということだった。戦前生まれのその選手の名には「彦」が使えたのに、戦後の一時期は使えなかったのだ。私の生まれるのがもう少し早ければ、出生届は突き返されていたことだろう。この表を見ていて、私の息子の名である「亮」（三国志の諸葛亮孔明にちなんだので、「りょう」と音読みするが、時々「あきら」と訓読みされることもあるという。さすがにもう一つの訓である「すけ」で呼ばれたことはないそうであるが。）も、この表の92字に含まれていることに初めて気づいた。

表 3 人名用漢字表

1951 (昭和 26) .5.25.	「当用漢字表」に掲げる漢字以外に人名に用いてさしつかえない漢字 【「人名用漢字別表」として 92 字を指定】
<p>○昭和 26 年内閣告示第 1 号</p> <p>「当用漢字表」(昭和 21 年内閣告示第 32 号)に掲げる漢字以外に人名に用いてさしつかえない漢字を、次の表のように定める。</p> <p>昭和 26 年 5 月 25 日 内閣総理大臣 吉田 茂</p> <p>人名用漢字別表 <略></p>	
<p>○昭和 26 年法務府令第 97 号</p> <p>戸籍法施行規則 (昭和 22 年司法省令第 94 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>昭和 26 年 5 月 25 日 法務総裁 大橋 武夫</p> <p>第 60 条第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。</p> <p>二 昭和 26 年 5 月内閣告示第 1 号人名用漢字別表に掲げる漢字 附 則</p> <p>この府令は、公布の日から施行する。</p>	
1976 (昭和 51) .7.30.	「当用漢字表」及び「人名用漢字別表」に掲げる漢字以外に人名に用いて差し支えない漢字を定める件 【「人名用漢字追加表」として 28 字追加。計 120 字】
<p>○昭和 51 年内閣告示第 1 号</p> <p>「当用漢字表」(昭和 21 年内閣告示第 32 号)及び「人名用漢字別表」(昭和 26 年内閣告示第 1 号)に掲げる漢字以外に人名に用いて差し支えない漢字を、次の表のように定める。</p> <p>昭和 51 年 7 月 30 日 内閣総理大臣 三木 武夫</p> <p>人名用漢字追加表 <略></p>	
<p>○昭和 51 年内閣訓令第 1 号</p> <p>各行政機関</p> <p>「人名用漢字追加表」の実施について</p> <p>政府は、人名に用いる漢字の範囲の拡大に関する国民の要望等にかんがみ、「当用漢字表」(昭和 21 年内閣告示第 32 号)及び「人名用漢字別表」(昭和 26 年内閣告示第 1 号)に掲げる漢字のほかに、人名に用いて差し支えない漢字を「人名用漢字追加表」として、本日、内閣告示第 1 号で告示した。</p> <p>今後、これが国民一般に徹底するよう努めるものとする。</p> <p>昭和 51 年 7 月 30 日 内閣総理大臣 三木 武夫</p>	

○昭和 51 年法務省令第 37 号

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 125 条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和 51 年 7 月 30 日 法務大臣 稲葉 修

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 60 条を次のように改める。

第 60 条 戸籍法第 50 条第 2 項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 昭和 21 年内閣告示第 32 号当用漢字表に掲げる漢字
- 二 昭和 26 年内閣告示第 1 号人名用漢字別表に掲げる漢字
- 三 昭和 51 年内閣告示第 1 号人名用漢字追加表に掲げる漢字
- 四 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）

1981（昭和 56）.10.1.

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

【「常用漢字表」に採用された 8 字を削除し、54 字を追加し、「別表第二 人名用漢字別表」として、計 166 字を指定。また別に、「附則別表 人名漢字許容字体表」として、205 字を指定】

○昭和 56 年法務省令第 51 号

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 2 項、第 12 条の 2 第 1 項及び第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和 56 年 10 月 1 日 法務大臣 奥野 誠亮

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 号及び第 11 条の 2 第 1 項第 1 号中「附録第 22 号」を「別表第一」に改める。

第 60 条中第 1 号及び第 2 号を次のように改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

- 一 常用漢字表（昭和 56 年内閣告示第 1 号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる漢字

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第一 法人の表（第 11 条、第 11 条の 2 関係） <略>

別表第二 人名用漢字別表（第 60 条関係） <略>

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、子の名には、この省令による改正後の戸籍法施行規則第60条各号に掲げる文字のほか、附則別表に掲げる漢字を用いることができる。
- 3 この省令の施行の日前13日以内に出生した子の名には、出生の日から14日以内に出生の届出をする場合に限り、この省令による改正前の戸籍法施行規則第60条第1号から第3号までに掲げる漢字をも用いることができる。

附則別表 人名漢字許容字体表(附則第2項関係) <略>

1990(平成2) .3.1.	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 【別表第二 人名用漢字別表】に118字追加。計284字】
-----------------	---

○平成2年法務省令第5号

戸籍法(昭和22年法律第224号)第125条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成2年3月1日 法務大臣 長谷川 信

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)の一部を次のように改正する。

第5条中「昭和」を「平成」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 人名用漢字別表(第60条関係) <略>

1997(平成9) .12.3.	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 【別表第二 人名用漢字別表】に1字追加。計285字】
------------------	---

○平成9年法務省令第73号

戸籍法(昭和22年法律第224号)第125条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成9年12月3日 法務大臣 下稲葉耕吉

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「琢」を「琢 琉」に改める。

2004(平成16) .2.23.	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 【別表第二 人名用漢字別表】に1字追加。計286字】
-------------------	---

○平成16年法務省令第7号

戸籍法(昭和22年法律第224号)第50条第2項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一

36 - 常用漢字・人名用漢字・平仮名・片仮名（平野）

<p>部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成 16 年 2 月 23 日 法務大臣 野沢 太三</p> <p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 別表第二中「晨」を「晨 曾」に改める。</p>	
2004（平成 16）.6.7.	<p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>【「別表第二 人名用漢字別表」に 1 字追加。計 287 字】</p>
<p>○平成 16 年法務省令第 42 号</p> <p>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成 16 年 6 月 7 日 法務大臣 野沢 太三</p> <p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 別表第二中「捺」を「捺 獅」に改める。</p>	
2004（平成 16）.7.12.	<p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>【「別表第二 人名用漢字別表」に 3 字追加。計 290 字】</p>
<p>○平成 16 年法務省令第 49 号</p> <p>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成 16 年 7 月 12 日 法務大臣 野沢 太三</p> <p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 別表第二中「毅」を「毅 毘」に、「滯」を「滯 瀧」に、「駒」を「駒 駕」に改める。</p>	
2004（平成 16）.9.27.	<p>戸籍法施行規則等の一部を改正する省令</p> <p>【従来の「別表第二 人名用漢字別表」290 字と「附則別表 人名漢字許容字体表」205 字を併せ、さらに新たに 488 字追加し、「別表第二 漢字の表」と改めた。計 983 字】</p>
<p>○平成 16 年法務省令第 55 号</p> <p>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 125 条の規定に基づき、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成 16 年 9 月 27 日 法務大臣 野沢 太三</p>	

<p>戸籍法施行規則等の一部を改正する省令</p> <p>第 1 条 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 別表第二を次のように改める。</p> <p>別表第二 漢字の表（第 60 条関係） <略></p> <p>第 2 条 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（昭和 56 年法務省令第 51 号）の一部を次のように改正する。 附則第 2 項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とする。 附則別表を削る。</p>	
2009（平成 21）.4.30.	<p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>【別表第二 漢字の表】に 2 字追加。計 985 字】</p>
<p>○平成 21 年法務省令第 24 号</p> <p>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成 21 年 4 月 30 日 法務大臣 森 英介</p> <p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 別表第一中「第 11 条の 5 第 1 項、第 52 条の 2 第 1 項、第 52 条の 3 第 1 項」を「第 11 条の 5、第 52 条の 2」に改める。 別表第二の一中「禄-禄 禎-禎 禱」を「禱-禱 禄-禄 禎-禎」に、「穰」を「穰穹」に改める。</p>	
2010（平成 22）.11.30.	<p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>【「常用漢字表」に追加された 129 字を削除（うち 3 字の異体字が表二へ移動）、常用漢字表から削除された 5 字「勺・鍾・銑・脹・匆」を追加し、「別表第二 漢字の表」に改めた。計 861 字】</p>
<p>○平成 22 年法務省令第 40 号</p> <p>戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成 22 年 11 月 30 日 法務大臣 仙谷 由人</p> <p>戸籍法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 第 60 条第 1 号中「（昭和 56 年内閣告示第 1 号）」を「（平成 22 年内閣告示第 2 号）」に改める。</p>	

別表第二を次のように改める。 別表第二 漢字の表（第 60 条関係） ＜略＞	
2015（平成 27）.1.7.	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 【「別表第二 漢字の表」に 1 字追加。計 862 字】
○平成 27 年法務省令第 2 号 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 3 第 1 項（第 12 条の 2 及び第 48 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 27 条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成 27 年 1 月 7 日 法務大臣 上川 陽子 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 別表第一中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。 別表第二の一中「巖」を「巖 巫」に改める。	
2017（平成 29）.9.25.	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 【「別表第二 漢字の表」に 1 字追加。計 863 字】
○平成 29 年法務省令第 32 号 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 50 条第 2 項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成 29 年 9 月 25 日 法務大臣 上川 陽子 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
別表第二 漢字の表（第 60 条関係）	別表第二 漢字の表（第 60 条関係）
一 [略] 渥 渾 [略]	一 [略] 渥 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

（3）教育漢字

初等教育において、いくつくらいの数の漢字を児童に教えるべきかは、学

校制度発足以来、最重要の関心事であったであろう。児童にとっては学習負担という点から、教師にとっては教育成果の点から、適正な数が求められねばならない。また、字形の複雑さも、学習面からすれば、文字数と連動するから、同一字種の中での字形の選択（正字か、略字か）も考慮せざるをえない。この問題に対する最初の回答は、1900（明治33）年の小学校令施行規則である。1200字の漢字を表の形で示し、「尋常小学校〔この時期は4年制〕ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範囲内ニ於テ之ヲ選フヘシ」と指示している。教師の裁量を認めるとともに、字形については、広く通用している略字を使用することも許している。これ以降、この範囲内で編集された教科用図書が尋常小学校で使用されたと思われる。この施行規則は、第三号表での教育漢字の範囲の提示のほか、第一号表で平仮名と片仮名について一字一字体に統一した標準字体を示し、変体仮名（後述）を学校教育の場から排除し、第二号表でカナ表記では長音符「ー」を用いる、いわゆる「棒引き仮名遣い」と呼ばれる特殊な「字音仮名遣」を指示した国語教育史上、画期的なものだったが、1908（明治41）年に削除された（表4）。その後、戦前は国語教育全体にわたる基準は提示されずじまいだった。

表4 戦前の教育漢字

1900（明治33）.8.21.	小学校令施行規則 【1200字】
<p>○明治33年文部省令第14号</p> <p>小学校令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ</p> <p>明治33年8月21日 文部大臣 伯爵樺山資紀</p> <p>小学校令施行規則</p> <p>第1章</p> <p>第1節 教則</p> <p>第16条</p> <p>① 小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ</p>	

② <u>尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲ケル文字ノ範囲内ニ於テ之ヲ選フヘシ</u> 第一号表 < 仮名及其ノ字体 > 第二号表 < 字音仮名遣 > 第三号表 < 漢字 > 備考 本表ノ漢字中略字ニテ広ク通用セルモノハ之ヲ使用スルモ妨ケナシ 人名地名及本表ニ掲ケサル物名等ニシテ特ニ漢字ニテ示スヘキ必要アルモノハ之ヲ加ヘ授クルモ妨ケナシ	
1908 (明治 41) .9.7.	小学校令施行規則
○明治 41 年文部省令第 26 号 明治 33 年文部省令第 14 号小学校令施行規則中左ノ通改正ス 明治 41 年 9 月 7 日 文部大臣 小松原英太郎 第 16 条及第一号表乃至第三号表ヲ削除ス 附 則 従前ノ規程ニ依リ編纂シタル教科用図書ハ其ノ改正シタルモノヲ使用スルニ至ルマテ仍之ヲ使用セシム	

第二次世界大戦後、新憲法の公布が 1946（昭和 21）年 11 月 3 日であるが、そのほぼ 2 週間後の 11 月 16 日に当用漢字表が制定され、「日常使用する漢字の範囲」が限定された。この当用漢字 1850 字のうち、どれだけを小学校 6 年間で教えるべきか。最終的にほぼ半数に絞られた 881 字が当用漢字別表として示されたのは 1948（昭和 23）年であった。「義務教育の期間」と書かれているが、実際は小学校である。これには特に名称が付されていないが、一般に「教育漢字」とか「学習漢字」とか呼ばれている。人名用漢字とは異なり、当用漢字の内部の漢字グループ、つまり表内漢字である。しかし、この時点では、どの漢字をどの学年に配当するかについては明示されていない。

当用漢字別表は、当用漢字表と同じく、内閣総理大臣が公示する内閣告示という形式であったが、1958（昭和 33）年からは、文部大臣が公示する文部省告示という形式の「学習指導要領」の中で、「第 2 章 各教科 第 1 節 国語 別表 学年別漢字配当表」という形で教育漢字が定められることになった。一般的には、告示には法的拘束力を有するものと有しないものがある

と言われており、学習指導要領がどちらかに当たるかは争いがあるところであるが、文部省は、この昭和33年改定から、学習指導要領が教育課程の基準として法的拘束力をもつようになったという見解である。なお、官報における制定文は縦書きであるが、学習指導要領は横書きであり、拗音(やゆよ)・促音(っ)も小書きである。

学習指導要領は、ほぼ10年ごとに改定されており、そのたびに配当学年の修正があり、また字数も増えてきている。1968(昭和38)年には、上学年の漢字の先取り学習の候補が明示され、6年では教育漢字以外の当用漢字から選ばれた115字が備考として示された。1977(昭和52)年には、備考の115字を教育漢字に含ませたので、計996字に増加した。また、この年の学年別配当表の字体だけが教科書体活字(明朝体よりも手書き文字に近い活字。たとえば「令」と「令。’)で組み版され、「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。」という指示が明記された。この字体に関する指示は、これ以降一貫して受け継がれている。1989(平成元年)年には10字、2017(平成29)年には20字増えて、現行の小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号。2020(令和2)年4月1日施行)では計1026字になっている。

また、1991(平成3)年には、指導要領とは別に、「音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表」(文部科学省初等中等教育局)が作成された。漢字の読みを、小学校・中学校・高等学校の3段階に割り振ったものであり、教育漢字についての「学年別漢字配当表」の範囲を超え義務教育でない高等学校までを対象として、常用漢字全部のそれぞれの字音・字訓を対象としたリストである。平成23年3月に一部補訂が行われ、平成29年3月には指導要領改定の時期に合わせて見直しが行われた。

表5では、それぞれの制定文と学年別漢字配当表の各学年配当数と教育漢字の総数を表の形でまとめたものをあげている。なお、平成29年版の文中に「平成32年」という表現があるが、「平成」を用いて改元日以降の年を表示

している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする改正は行わない」ものとする方針で取り扱われるので、「令和2年」と読み替えられることになる。（「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」平成31年4月1日 新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）

表5 戦後の教育漢字

1948（昭和23）.2.16.	当用漢字別表 【881字】
○昭和23年内閣告示第1号	
当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともに行えるように指導すべき漢字の範囲を、次の表のように定める。	
昭和23年2月16日	内閣総理大臣 片山 哲
当用漢字別表	
この表の漢字は、当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともに行えるように指導することが必要であると認めたものである。	
<略>	
○昭和23年内閣訓令第1号	
各官庁	
さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の範囲を定め、昭和21年内閣告示第32号をもつて、当用漢字表を告示した。しかしながら、これは、国民生活の上で漢字の制限が無理がなく行われることをめやすとしたものであつて、国民教育における漢字学習の負担を軽くし、教育内容の向上をはかるためには、わが国の青少年に対して義務教育の期間において読み書きともに必修せしめるべき漢字の範囲を定める必要がある。	
よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字別表を採択し、本日内閣告示第1号をもつて、これを告示した。今後、各官庁においては、この表を制定した趣旨を理解し、これに協力することを希望する。	
昭和23年2月16日	内閣総理大臣 片山 哲
1958（昭和33）.10.1.	小学校学習指導要領を定めた件 【881字】
○昭和33年文部省告示第80号	
小学校学習指導要領を次のように定めた。	
昭和33年10月1日	文部大臣 灘尾 弘吉

小学校学習指導要領

<略>

第2章 各教科 第1節 国語 別表 学年別漢字配当表

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
46字	105字	187字	205字	194字	144字	881字

指導上のつごうによっては、若干字をこの表で示した学年の前または次の学年で指導してもよい。

<略>

施行期日

この小学校学習指導要領は、昭和33年10月1日から施行する。ただし、道徳に係る部分を除き、各教科、特別教育活動および学校行事等に係る部分については、昭和36年3月31日まで、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

1968(昭和43).7.11. 小学校学習指導要領の全部を改正する件 【881字 欄外備考:115字】

○昭和43年文部省告示第268号

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第25条の規定に基づき、小学校学習指導要領(昭和33年文部省告示第80号)の全部を次のように改正し、昭和46年4月1日から施行する。ただし、昭和44年4月1日から昭和46年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

昭和43年7月11日 文部大臣 灘尾 弘吉

小学校学習指導要領

<略>

第2章 各教科 第1節 国語 別表 学年別漢字配当表

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
46字	105字	187字	205字	194字	144字	881字

備考 当用漢字別表の漢字以外の当用漢字を指導する場合は、学年別漢字配当表の備考に示す漢字を含めるように考慮するものとする。(115字)

1977(昭和52).7.23. 小学校学習指導要領の全部を改正する件 【996字】

○昭和52年文部省告示第155号

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第25条の規定に基づき、小学校学習指導要領(昭和43年文部省告示第268号)の全部を次のように改正し、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和53年4月1日から55年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

昭和 52 年 7 月 23 日 文部大臣 海部 俊樹

小学校学習指導要領

<略>

第 2 章 各教科 第 1 節 国語 別表 学年別漢字配当表

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
76 字	145 字	195 字	195 字	195 字	190 字	996 字

1989（平成元）.3.15. 小学校学習指導要領の全部を改正する件 【1006 字】

○平成元年文部省告示第 24 号

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 25 条の規定に基づき、小学校学習指導要領（昭和 52 年文部省告示第 155 号）の全部を次のように改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成元年 3 月 15 日 文部大臣 西岡 武夫

小学校学習指導要領

<略>

第 2 章 各教科 第 1 節 国語 別表 学年別漢字配当表

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
80 字	160 字	200 字	200 字	185 字	181 字	1006 字

1998（平成 10）.12.14. 小学校学習指導要領の全部を改正する件 【1006 字】

○平成 10 年文部省告示第 175 号

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 25 条の規定に基づき、小学校学習指導要領（平成元年文部省告示第 24 号）の全部を次のように改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成 10 年 12 月 14 日 文部大臣 有馬 朗人

小学校学習指導要領

<略>

第 2 章 各教科 第 1 節 国語 別表 学年別漢字配当表

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
80 字	160 字	200 字	200 字	185 字	181 字	1006 字

2008(平成20) .3.28.	小学校学習指導要領の全部を改正する件 【1006字】														
<p>○平成20年文部科学省告示第27号</p> <p>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第52条の規定に基づき、小学校学習指導要領(平成10年文部省告示第175号)の全部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。</p> <p>平成20年3月28日 文部科学大臣 渡海紀三朗</p> <p>小学校学習指導要領 <略> 第2章 各教科 第1節 国語 別表 学年別漢字配当表</p> <table border="1" data-bbox="247 564 945 639"> <tr> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>80字</td> <td>160字</td> <td>200字</td> <td>200字</td> <td>185字</td> <td>181字</td> <td>1006字</td> </tr> </table>		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	80字	160字	200字	200字	185字	181字	1006字
1年	2年	3年	4年	5年	6年	計									
80字	160字	200字	200字	185字	181字	1006字									
2017(平成29) .3.31.	小学校学習指導要領の全部を改正する件 【1026字】														
<p>○平成29年文部科学省告示第63号</p> <p>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第52条の規定に基づき、小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号)の全部を次のように改正し、平成32年4月1日から施行する。平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。</p> <p>平成29年3月31日 文部科学大臣 松野 博一</p> <p>小学校学習指導要領 <略> 第2章 各教科 第1節 国語 別表 学年別漢字配当表</p> <table border="1" data-bbox="247 1082 945 1157"> <tr> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>80字</td> <td>160字</td> <td>200字</td> <td>202字</td> <td>193字</td> <td>191字</td> <td>1026字</td> </tr> </table>		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	80字	160字	200字	202字	193字	191字	1026字
1年	2年	3年	4年	5年	6年	計									
80字	160字	200字	202字	193字	191字	1026字									

5 仮名

(1) 片仮名・平仮名・変体仮名

日本語の文は、漢字仮名交じり文が基本である。表意文字である漢字と表

音文字である仮名を組み合わせることによって、話し言葉としての日本語を文字で書きとどめることが可能になったのである。助詞や用言(動詞・助動詞・形容詞・形容動詞)の活用の存在が日本語の特徴であるとすれば、仮名なしには日本語文が成り立たないことは明白であり、仮名は是非とも必要で、不可欠なものである。

「仮名」とは、漢字という意味をもつ文字(名)から仮につまり間に合わせに音だけを借りた(これを「仮借」という。)文字(名)をいう。真名(表意文字)に対する仮名(表音文字)である。平仮名生成期に編まれた古今和歌集には、ほぼ平仮名で書かれている仮名序(漢字が一部混在しているテキストが多いが、後世の筆写の際の混入かどうかは不明である。)と、漢字だけでつまり漢文で書かれている真名序と呼ばれる二つの「序」があることは、広く知られている。

仮名には漢字の一部を切り取って作られた表音文字である片仮名と、漢字早書きの筆法から生まれた草書体をさらにいっそう簡略化して作られた表音文字である平仮名がある。仮名発生の過渡期である奈良時代には、一定の漢字の音を用いて日本語音を表記する万葉仮名と呼ばれる工夫もあった。漢文を読むには、日本語文法体系と漢字との接合のために、助詞や用言の活用部分を補う必要があり、その補助としての訓点と呼ばれるものが生まれてきた。その発展形が送り仮名であり、また読みを補うものが振り仮名である。漢文はいわゆる読み下し文として、漢字片仮名交じり文の形での表記もできるようになった。これはどちらかという角張った楷書漢字と片仮名の世界である。それと並んで、行書・草書の世界があり、こちらは曲線が中心である。字を早く書くために漢字の字形を崩す筆法が発展する。おそらくこのようにして、片仮名と平仮名が共存し、棲み分ける言語空間が成立したのであろう。

さて、戸籍法施行規則では「常用平易な文字」として漢字と並んで、「片仮名又は平仮名(変体仮名を除く。)」(制定当初は「仮名」ではなく「かな / がな」

であった。)が定められている。ここから、仮名だけの名も、漢字と仮名を組み合わせた名も受理されることになる。

平仮名と片仮名は、5字×10行で構成される五十音表のうち、や/ヤ行の「い/イ」と「え/エ」、わ/ワ行の「う/ウ」を省いた47字(ゐ/ヰ, ゑ/ヱ, を/ヲは含む。俗にいろは四十七文字という。)と濁点・半濁点が付された50字が直音である。(現代仮名遣いでは、「ゐ/ヰ」と「ゑ/ヱ」は除外される。)さらに、撥音を表す「ん/ン」、拗音を表す「ゃゅょ/ャュョ」、促音を表す「っ/ッ」のほか、「あいうえお/アイウエオ」と「わ/ワ」の小書き文字が加わる。また、片仮名については、大書きの「ヴ」と小書きの「カケ」も加わる。文字ではないが、平仮名繰返し符号の「ゝ」と「ゞ」、片仮名の長音符号「ー」は、「々」を含めて、法務省民事局長の通達で使用が認められている。片仮名の範囲は、「カケ」を除けば、「外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)」(1991(平成3)年6月28日公布)と重なっている。これらの総体が「常用平易な文字」としての「片仮名又は平仮名」である。

カッコ書きで「除く」と注記された変体仮名とは、平仮名の字体のうち、前述した明治33年小学校令施行規則で定められた平仮名の標準字体以外のすべてをいう。そもそも平仮名は漢字の草書体をさらに簡略化して生まれたものであることから、筆写者に依じて、様々な字体が発生するのは必然である。明治期にはいり、学校教育が始まった時期においても、一音に対して、異なった字体の仮名が複数併存していたのである。それらの中から1文字を選んで標準のカナ文字を定めたのがこの施行規則である。しかし、それはあくまでも学校の国語の授業の中での話であり、一般社会では、すたれたとはいえ、変体仮名はしぶとく生き残り、人名、特に名に平仮名を用いる女性名で使用されることが多かった。昭和22年戸籍法施行規則が施行される前日の昭和22年12月31日までは、子の名に変体仮名を用いた出生届が受理されていたのである。だが、昭和23年1月1日以降、変体仮名は新生児の名には用いることができなくなった。

（2）送り仮名

送り仮名には「仮名」という語が入っているが、仮名よりも漢字と一緒に扱うべきものであろう。送り仮名が必要なのは字訓であり、それは漢字の読みの問題に関係しているからである。

昭和の時代に大学で法学教育を受けた者は、片仮名文語体の条文に辟易したものである。もちろん漢字制限のない時代に制定された法律だから、当用漢字音訓表で漢字教育を受けた世代にとって見知らぬ漢字がどんどん出てくる。それ以上に厄介なのは、送り仮名の付け方に統一性・整合性がないということである。現在の「若しくは」は、「若クハ」が最も多く、次が「若ハ」である。さらに「若」を「もし」と訓ずることもある。

「送りがなのつけ方」が1959（昭和34）年で私が小学1年の時、面目を一新した「送り仮名の付け方」が1973（昭和48）年で大学2年の時である。一番印象に残っているのは、「おこなう」を「行なう」だと覚えていたのに、「行う」と送ることに変更されたことである。法律条文の中には、昭和48年を境に、送り仮名が異なる漢字が出てくる。現行の刑事訴訟法は混在のデパートである。法令文は起案時点での表記ルールに従って行い、溶け込んだ後に異なった表記が混在してもかまわないという原則がある。漢字か平仮名かの混在はさほど気にならないが、送り仮名の違いは妙に気になるのである。今では文章作成をワープロで行うなら、漢字変換の時に、正しい送り仮名の変換候補が出てくるので、ソフトの更新さえ気をつけておけば、送り仮名ルールはさほど気にしなくてよくなった。

現在でも1973（昭和48）年の「送り仮名の付け方」が有効である。7つの通則について、本則ルールとともに例外ルールや許容ルールを定め、多くの用例を示すという方式がとられている。表6では、目次の項目のみを付記した。

表 6 送り仮名

1959 (昭和 34) .7.11.	送りがなのつけ方
<p>○昭和 34 年内閣告示第 1 号</p> <p>現代国語を書き表わすため<u>各行政機関</u>においてよるべき送りがなのつけ方の標準を、次のように定めた。</p> <p>昭和 34 年 7 月 11 日 内閣総理大臣 岸 信介</p> <p>送りがなのつけ方</p> <p>まえがき</p> <p>通則 第 1 動詞 第 2 形容詞 第 3 形容動詞 第 4 名詞 第 5 代名詞 第 6 副詞</p>	
<p>○昭和 34 年内閣訓令第 1 号</p> <p>各行政機関</p> <p>「送りがなのつけ方」の実施について</p> <p>さきに、政府は、現代国語を書き表わすために日常使用する漢字およびその音訓の範囲ならびにかなづかい等を定めて、当用漢字表・同別表・同音訓表・同字体表・人名用漢字別表および現代かなづかいを告示した。これらの実施によつて、日常使用する漢字の数・音訓・字体が整理され、また、かなづかいの困難も少なくなつた。しかしながら、当用漢字・現代かなづかい制定の趣旨の徹底を図るためには、さらに送りがなのつけ方を整理して、<u>その標準を定めることが必要である。</u></p> <p>よつて、政府は、今回国語審議会の建議を採択して、本日内閣告示第 1 号をもつて「送りがなのつけ方」を告示した。今後、各行政機関においては、この方針によるものとし、あわせて広く各方面にその趣旨が徹底するように努めることを希望する。</p> <p>昭和 34 年 7 月 11 日 内閣総理大臣 岸 信介</p>	
1973 (昭和 48) .6.18.	送り仮名の付け方
<p>○昭和 48 年内閣告示第 2 号</p> <p>一般の社会生活において現代の国語を書き表すための<u>送り仮名の付け方</u>のよりどころを、次のように定める。</p> <p>なお、昭和 34 年内閣告示第 1 号は、廃止する。</p> <p>昭和 48 年 6 月 18 日 内閣総理大臣 田中 角榮</p>	

<p>送り仮名の付け方</p> <p>前書き，本文の見方及び使い方</p> <p>本文 単独の語 1 活用ある語 通則1 本則 例外 許容 通則2 本則 許容</p> <p>2 活用のない語 通則3 本則 例外 通則4 本則 例外 許容 通則5 本則 例外</p> <p>複合の語 通則6 本則 許容 通則7 複合語のうち，次のような語は，慣用に従って，送り仮名を 付けない。</p> <p>付表の語</p>	
<p>○昭和48年内閣訓令第2号</p> <p>各行政機関</p> <p>「送り仮名の付け方」の実施について</p> <p>さきに，政府は，昭和34年内閣告示第1号をもって「送りがなのつけ方」を告示したが，その後の実施の経験等にかんがみ，これを改定し，本日，内閣告示第2号をもって，新たに「送り仮名の付け方」を告示した。</p> <p>今後，各行政機関においては，これを送り仮名の付け方のよりどころとするものとする。なお，昭和34年内閣訓令第1号は，廃止する。</p> <p>昭和48年6月18日 内閣総理大臣 田中 角栄</p>	
2010（平成22）.11.30.	昭和48年内閣告示第2号の一部を改正する件
<p>○平成22年内閣告示第3号</p> <p>昭和48年内閣告示第2号の一部を次のように改正する。</p> <p>平成22年11月30日 内閣総理大臣 菅 直人</p> <p>本文通則1の例外（3）中の「脅かす（おびやかす） 食らう」を「脅かす（おびやかす） 関わる 食らう」に改め，同文通則3の例外（1）中の「幸せ 互い」を「幸せ 全て 互い」に改め，同文付表の語の1中の「差し支える 五月晴れ 立ち退く」を「差し支える 立ち退く」に，「差し支える（差支える） 五月晴れ（五月晴） 立ち退く（立退く）」を「差し支える（差支える） 立ち退く（立退く）」に改める。</p>	

（3）仮名遣い

仮名遣いとは，語音を仮名で表記する方法である。

1946（昭和21）年11月3日に公布された日本国憲法は平仮名口語体の初

めての法令であったが、仮名遣いは旧仮名遣い（歴史的仮名遣い）であった。前文だけを見ても、「ないやうに、努めてゐる、思ふ、免かれ、いづれの、従ふ、立たう、誓ふ」が旧仮名遣いである。憲法改正案が貴族院・衆議院の両院を通過して成立したのは10月7日である。11月16日に公布された当用漢字表には、憲法に用いられている漢字はすべて当用漢字として含まれているが、仮名遣いは政府提出原案の旧仮名遣いのままで、同日公布の現代かなづかいに従って書き改められることはなかった。

このように戦後国語改革の最初期に出された「現代かなづかい」が改定されるのは、1986（昭和61）年の「現代仮名遣い」においてであった。大枠は変わらないものの、細部で変更があった（表7）。仮名遣いは、いろいろな国語施策の中でも、最も受け入れられ、定着しているのではなからうか。

表7 仮名遣い

1946（昭和21）.11.16.	現代かなづかい
<p>○昭和21年内閣告示第33号</p> <p>現代国語の口語文を書きあらわすかなづかいを、次のように定める。</p> <p>昭和21年11月16日 内閣総理大臣 吉田 茂</p> <p>現代かなづかい まえがき</p> <p>一、このかなづかいは、<u>大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書き表す場合の準則</u>を示したものである。</p> <p>一、このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。</p> <p>一、原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。</p> <p><以下略></p>	
<p>○昭和21年内閣訓令第8号</p> <p>内閣訓令第8号</p> <p>各官庁</p> <p>「現代かなづかい」の実施に関する件</p> <p>国語を書きあらわす上に、従来のかなづかいは、はなはだ複雑であつて、使用上の困難が大きい。これを<u>現代語音にもとづいて整理する</u>ことは、教育上の負担を軽くするばかり</p>	

でなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい。それ故に、政府は、今回国語審議会の決定した現代かなづかいを採択して、本日内閣告示第33号をもって、これを告示した。今後各官庁においては、このかなづかいを使用するとともに、広く各方面にこの使用を勧めて、現代かなづかい制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。

昭和21年11月16日

内閣総理大臣 吉田 茂

1986（昭和61）.7.1.

現代仮名遣い

○昭和61年内閣告示第1号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを、次のように定める。

なお、昭和21年内閣告示第33号は、廃止する。

昭和61年7月1日

内閣総理大臣 中曽根 康弘

現代仮名遣い

前書き

- 1 この仮名遣いは、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とし、一方、表記の慣習を尊重して一定の特例を設けるものである。
- 2 この仮名遣いは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを示すものである。
- 3 この仮名遣いは、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 4 この仮名遣いは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。原文の仮名遣いによる必要のあるもの、固有名詞などでこれによりがたいものは除く。

5～8 <略>

本文 <略>

付表 <略>

○昭和61年内閣訓令第1号

各行政機関

「現代仮名遣い」の実施について

政府は、本日、内閣告示第1号をもって、「現代仮名遣い」を告示した。

今後、各行政機関においては、これを現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころとするものとする。

なお、昭和21年内閣訓令第8号は、廃止する。

昭和61年7月1日

内閣総理大臣 中曽根 康弘

2010(平成22) .11.30.	昭和61年内閣告示第1号の一部を改正する件
<p>○平成22年内閣告示第4号</p> <p>昭和61年内閣告示第1号の一部を次のように改正する。</p> <p>平成22年11月30日 内閣総理大臣 菅 直人</p> <p>本文第1の5中「(抛*)」を「(放)」に改め、同文第2の5(2)中「(固唾*)」を「(固唾)」に改め、同文第2の6中「(頬*・朴△)」を「(頬・朴△)」に改める。</p>	

6 公用文・法令文の表記

公用文の最も広い定義は、国及び地方公共団体すべての役所が作成する文書というものである。常用漢字表の前書きで「法令・公用文書」と列記されているものに当たるが、より細かく言えば法令、告示・通知等、記録・公開資料等、解説・広報等に分類される。法令(法律、政令、省令、規則等)は、作成の際に法制局職員等の法令作成専門家が関与するので、一般の行政職員が作成する公用文一般とは異なった基準をもつ特別領域だとも考えられるので、まず公用文についての指示が出され、法令文についての指示が続くということになる。とはいえ、最近ではこの差をできるだけ少なくしようという方向へ進んでいるようである。

いずれにせよ、名宛人が一般国民ではないので、表記基準に関して指示をする文書は、行政官庁の内部文書として通知されたものである。したがって、文書には、法令番号ではなく、発信組織・発信部局の略称と文書番号が付されている。内容について、公用文では、昭和48年当用漢字音訓表・送り仮名の付け方と昭和56年常用漢字表の時は事務次官等会議での申合せであったが、この会議は2009(平成21)年に廃止されたので、平成22年常用漢字表の時は、内閣訓令で内閣総理大臣が指示するという形式がとられている。他方、法令では、当初から内閣法制局の次長の通知の別紙(当局の方針)という形式であったが、平成22年常用漢字表の時は、内閣法制局長官「決定」と

明記されている。

本稿は、この「法令用語釈義」シリーズで論じてきた法令用語や法令文を正面から扱っているのではないので、ここまで説明を進めてきた表記基準が公用文・法令文作成者に対してどう影響したかという観点でこれらの指示を時系列で並べてみた。

片仮名文語体の時代に表記基準の変更に言及しているのは、1926（大正15）年の「法令形式ノ改善ニ関する件」である（表8）。これは本シリーズの第6回「をいう・という・含む・除く・限る」（本誌第14号，2018年）の中で、全文を平仮名書きに書き換えて引用しているので、全体はそちらの参照をお願いしたい。そこでは、仮名の濁音，句読点，カッコ，送り仮名，漢字の略字の改善を指示しているが、「旧法令に用ひたる特別なる語句，語法との調和の如きは必ずしも之に拘泥せずして可なり」とあることから，混在を許容する結果を招来したことは，皮肉と言えるかもしれない。

表8 戦前の法令形式の改善

1926（大正15）.6.1.	法令形式の改善に関する件
	<p>○大正15年6月1日内閣訓令号外 <原文片仮名。句読点は原文のまま> 各官庁</p> <p>法令形式の改善に関する件</p> <p>現今の諸法令は往々にして難解の嫌あり。其の原因が内容の複雑なるに存する場合なきにあらざれども，記述の方法より来れるもの亦少からず。自今法令の形式を改善して文意の理解を容易ならしむることに力むるは時勢の要求に應ずる所以の道なりと信ず。今此の点に関して特に留意すべき事項を挙げれば左の如し。</p> <p>一 法令の用字，用語及び文体はなるべく之を平易にし，一読の下容易に其の内容を了解せしめんことを期すべし。又現行の法文に於ては特殊なる場合の外濁音の仮名を用ひざれども，思想表示の方法を出来得る限り正確ならしめんが為に一般に之を用ふべきのみならず，句読点，括弧及び之に類する符号をも使用して文章の章句段落を分ち，列記せる名詞を区分し，挿入せる語句を明らかならしむる等に便すべし。尚送仮名は世間の常例に従ひて之を使用し，略字は一般に通ずるものを採用することを妨げざるべし。右の外難解の漢字，古典的用法に属する仮名は努めて之を避け，旧法令に用ひたる特別なる語句，語法</p>

との調和の如きは必ずしも之に拘泥せずして可なり。

<以下略>

大正15年6月1日

内閣総理大臣 若槻禮次郎

大日本帝国憲法改正案としての「憲法改正草案要綱」が公表されたのが、1946(昭和21)年3月6日であるが、これはまだ片仮名文語体であった。しかし、4月17日に公表された政府案としての「憲法改正草案」では、法令文の面目を一新する平仮名口語体が採用されていた。翌18日の次官会議で「今後各官庁における文書及び制定(全文改正を含む。)する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこと」と決定され、6月17日には「官庁用語を平易にする標準」が申合せとして定められた。その後、国語審議会の審議を経て、1951(昭和26)年10月30日に建議が出された。これが翌年4月4日付けの内閣官房長官依命通知「公用文改善の趣旨徹底について」の別紙「公用文作成の要領」である。なお、通知文中に、「客年」という言葉があるが、「昨年」という意味であり、誤植ではない。

法令用語について、「公用文作成の要領」では、「法令の用語用字についても、特にさしつかえない限り、「1 用語について」および「2 用字について」に掲げた基準による。」とされていた。しかし、これだけでは不十分なので、内閣法制局は、国語審議会が作成した「法令用語改正例」(昭和29年3月)に準拠して「法令用語改正要領」を作成し、1954(昭和29)年11月25日付けで内閣法制局次長から各省事務次官宛てた「法令用語改善の実施要領」の別紙として通知された。「法令用語改正要領」は昭和56年常用漢字表制定時に一部修正を受け、平成22年の常用漢字表改定時に廃止されるまで、法令用語表記の基準としての役割を長期間にわたって果たした。(形式的には廃止であるが、実質的には平成22年「法令における漢字使用等について」に吸収され、いわば発展的に解消されたのである。)

1981(昭和56)年と2010(平成22)年の常用漢字表の制定の機会に、そ

れぞれ公用文と法令における漢字使用の基準が定められている。表9では、基準の及ぶ範囲がわかるように、別紙の項目名をなるべくあげておいた。法令用語については、原則的な部分は示すようにした。

2022（令和4）年1月7日に文化審議会が「公用文作成の考え方（建議）」を文部科学大臣に提出した。（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93651301_01.pdf）文化審議会とは、2001（平成13）年に、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して文部科学省に設置された審議会である。そのうち国語分科会は、主な所掌事務を「国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること」とされており、従来の国語審議会の業務を引き継ぐものである。この建議は、1月11日の定例閣議で報告され、同日、「内閣文第1号」として、各国務大臣に通知された。その中で70年にわたって公用文表記の基準であった昭和27年「公用文作成の要領」が廃止された。閣議議事録には、報告の様子が記録されている。

○末松国務大臣：この度、文化審議会から「公用文作成の考え方」が私宛て建議されました。これは、昭和26年に当時の国語審議会が建議した「公用文作成の要領」が示してきた理念を生かしつつこれを見直し、今後、政府内における公用文作成の手引として活用されることを目指して取りまとめられたものです。つきましては、この文化審議会建議「公用文作成の考え方」を政府内に周知し、活用を促していただきますよう、よろしく申し上げます。

○松野国務大臣：次に、私から、公用文作成の考え方について申し上げます。ただ今、文部科学大臣から報告された文化審議会建議「公用文作成の考え方」については、その内容が現代社会における公用文作成の手引としてふさわしいものであることから、政府内において、その周知を図ることといたします。これに伴い、昭和27年に通知した「公用文改善の趣旨徹底について」は廃止いたします。

（<https://www.kantei.go.jp/jp/content/040111gijiroku.pdf>）

上記の引用部分の読点が「、」（テン）になっているのに気づかれたらどうか。この新しい公用文作成の要領のうち、マスメディアやネットで注目されている

るのが、「句点には「。」(マル) 読点には「、」(テン) を用いることを原則とする。横書きでは、読点に「,」(コンマ) を用いてもよい。ただし、1つの文書内でどちらかに統一する。」という箇所である。これまでの原則は、今回廃止された昭和27年「公用文作成の要領」における「句読点は、横書きでは「,」および「。」を用いる。」というものである。もっとも、横書きコンマの原則は、各省庁の公用文作成で事実上貫徹されたことはなく、さすがに一つの文書で両方が混在していることはないとはいえ、文書毎にまちまちであった。現状では、ワープロの普及とともに、日本語入力での読点のデフォルトが「、」となっていることが大半なので、「テン」派が増加し、「コンマ」派は劣勢になっていた。文化審議会国語分科会は「当報告案の表記は、従来の公用文の書き表し方の基準に従っている。ただし句読点については、各府省庁等と社会一般における表記の実態を踏まえた検討に基づき、国語分科会として、読点に「、」(テン) を用いることとした。」という認識に立ち、テンに統一するという決断をして、テン派・コンマ派の争いに終止符を打ったのである。ただし、横書きコンマも、今後も許容はされてはいる。テンの使用は、当面は行政機関の公用文を対象にするルールであるが、そのうちコンマ派の裁判文書にも波及していくであろう。

裁判所がコンマ派であるということは、以下の事実から判明する。

裁判所の事件に関する記録その他の書類について、2001(平成13)年1月1日から、原則として日本工業規格A4判の用紙を使用し、横書き左とじとする書式に取扱いが変更された。それ以前は、用紙は、旧民事訴訟規則(昭和31年最高裁判所規則第2号)第6条本文「訴訟書類には、できる限り、日本工業規格B列4番の用紙を二つに折つたもの又は日本工業規格B列5番の用紙を使用しなければならない。」の規定に従い、文章は縦書きが原則であった。平成8年6月26日の民事訴訟法(平成8年法律第109号)の制定——旧法の一部が附則第2条により「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」と改称されて残存し、法律番号が継続して使用されたので、廃止制定ではない

—をうけて制定された同年12月17日の民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）—こちらは附則第2条により旧規則を廃止した上での新制定である—においては、用紙の規格については定められなかった。そこで、慣行として従前のB5判用紙（B4判二つ折りを含む。）が引き続き使用されていた。それが世の中でのワープロの普及という潮流に乗って、B5からA4に移行したのが、まさに21世紀の初日であった。

A4判横書きの文書作成の詳細について、日弁連が最高裁事務総局に照会した結果が日弁連のHPに掲載されている（平成12年9月20日日弁連企第186号、同年11月16日日弁連企第231号）。それによると、A3判印刷の袋とじは使用せずA4判の片面印刷であること、書式の仕様は1行37文字・1頁26行・左余白30mm・上余白35mmで、複数枚の場合は左余白30mm以内のところホチキスにより2か所をとめること、使用文字は12ポイントで見出し文字の大きさの変更は任意であることのほか、「読点の種類について裁判文書は「,」に統一しているので、「,」を使用する。ただし「、」を使用されている文書も用いることができる。」ということである。あくまでも「お願い」ということであるが、コンマ原則、テン許容というのが裁判所の立てた原則である。まさにコンマ派の宣言である。そのため、大半の弁護士もまたコンマ派にならざるをえないのである。

私は原稿が横書き印刷される場合には、読点に「,」を使ってきた。本誌で公刊した全論稿もそうであり、本稿も同様である。本稿で作成した表の中で引用した資料についても、「、」は「,」に置換するという手間のかかる作業をしている。それは法にかかわる研究者として、昭和27年「公用文作成の要領」のルールに従うべきだと考えてきたからである。その長年拠り所としてきたものが、あっさり変更されてしまった。この論稿が公刊される2022（令和4）年3月は、新ルールの時代である。原稿執筆の段階では、建議されたことまではチェックしていたが、その後の閣議・通知はスルーしていた。最終校正の段階でネットで日付の確認していた時に、すでに1月11日に旧ルールが明

示的に廃止されたことを知って、愕然とした。これほど早く事態が進むとは思っていなかったのである。現行ルールに従うという立場を維持するとすれば、コンマではなく、テンを使うべきであろう。しかし、その修正を行うのは、この時点では無理である。そこで、建議にかかわる部分だけを「、」にして、コンマからテンへの端境期に書いたという痕跡を残すことにした。表記基準を扱ったこの論稿は、奇しくも、私が横書きでコンマを使う論稿の最後を飾ることになったのである。

表9 戦後の公用文・法令文の表記基準

1952(昭和27) .4.4.	公用文改善の趣旨徹底について 公用文作成の要領
<p>○昭和27年内閣閣内第16号依命通知</p> <p>各省庁次官宛て 内閣官房長官</p> <p style="text-align:center">公用文改善の趣旨徹底について(依命通知)</p> <p>標記の件について、客年国語審議会から、別紙のとおり建議がありました。そのうち同会の審議決定した「公用文作成の要領」は、これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適當のことと思われるので、貴部内へ周知方しかるべく御配意願います。</p> <p>(別紙) 公用文作成の要領</p>	
<p style="text-align:center">公用文作成の要領</p> <p style="text-align:center">昭和27年</p> <p style="text-align:center">まえがき</p> <p>公用文の新しい書き方については、昭和21年6月17日に「官庁用語を平易にする標準」が次官会議で申し合わせ事項となった。その後、次官会議および閣議では、公用文改善協議会の報告「公用文の改善」を了解事項とし、昭和24年4月5日にそれを「公用文作成の基準について」として内閣官房長官から各省大臣に依命通達した。この「公用文の改善」は、いうまでもなく、さきに出た「官庁用語を平易にする標準」の内容を拡充したものである。しかし、具体的な準則としては、なお、「官庁用語を平易にする標準」その他から採って参照すべき部分が少なくない。そこで、国語審議会では、これらを検討し、必要な修正を加え、「公用文の改善」の内容を本文とし、他から採ったものを補注の形式でまとめ、ここに「公用文作成の要領」として示すこととした。</p>	

公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、特に次のような点について改善を加えたい。

第1 用語用字について

- 1 用語について <略>
- 2 用字について <略>
- 3 法令の用語用字について <略>
- 4 地名の書き表わし方について <略>
- 5 人名の書き表わし方について <略>

第2 文体について <略>

第3 書き方について <略>

付録 公用文の「送りがな」用例 <略>

1954 (昭和 29) .11.25.	法令用語改善の実施要領 法令用語改正要領
----------------------	-------------------------

○昭和 29 年法制局総発第 89 号

昭和 29 年 11 月 25 日 法制局次長 林 修三

法令用語改善の実施要領

法令用語の改善については、本年 10 月 7 日事務次官会議で、国語審議会の「法令用語改善についての建議」の趣旨をおおむね妥当とし、支障のない限り国語審議会の作成した「法令用語改正例」に準拠する方針を申し合わせた^が、当局でその実施要領を検討した結果、今後次の方針によつて実施することとしたから、御了知願いたい。

法令用語の改正の方針 <略>

(別紙) 法令用語改正要領

法令用語改正要領

- 第1 同音語 <略>
- 第2 似た意味のことば <略>
- 第3 意味の通じにくい、むずかしいことば <略>
- 第4 当用漢字表にはずれた漢字を用いたことば <略>
- 第5 当用漢字表にあつても、かなで書くもの <略>

1973 (昭和 48) .6.18.	公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について
---------------------	--------------------------------

○昭和 48 年 6 月 18 日事務次官等会議申し合わせ

公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について

昭和 48 年 6 月 18 日付け内閣訓令第 1 号「当用漢字音訓表の実施について」及び昭和 48 年 6 月 18 日付け内閣訓令第 2 号「送り仮名の付け方の実施について」が定められたことに伴い、今後、各行政機関が作成する公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の

付け方は、下記によることとする。

記

1 音訓の使用について

(1) 公用文における一般用語としての漢字の音訓の使い方は、「当用漢字音訓表」(昭和 48 年内閣告示第 1 号)によるものとする。

<略>

2 送り仮名の付け方について <略>

3 その他

(1) 1 及び 2 以外の事項は、「公用文作成の要領」(「公用文改善の趣旨徹底について」昭和 27 年内閣閣甲第 16 号依命通知)による。

(2) 特殊用語・専門用語は、これによらなくてもよい。

(3) 「当用漢字表」(昭和 21 年内閣告示第 32 号)は、改定されていない。したがって、公用文で用いる漢字の種類は、なお従前の範囲に限られている。

4 法令における取り扱い

法令における音訓使用及び送り仮名の付け方は、別途、内閣法制局からの通知による。

1973 (昭和 48) .10.3.	法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について
---------------------	-------------------------------

○昭和 48 年内閣法制局総発第 105 号

昭和 48 年 10 月 3 日 内閣法制次長 真田秀夫

法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について

昭和 48 年 6 月 18 日付け内閣訓令第 1 号「当用漢字音訓表」の実施について」及び同日付け内閣訓令第 2 号「送り仮名の付け方」の実施について」により、各行政機関においては、同日付け内閣告示第 1 号の「当用漢字音訓表」を漢字の音訓使用の目安と、同日付け内閣告示第 2 号の「送り仮名の付け方」を送り仮名の付け方のよりどころとするものとされ、同日事務次官等会議で「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」の申合せがされたので、当局において、法律案及び政令案の起案に関し、当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について検討した結果、別添により実施することとしたから、通知します。

(別添) <略>

(別紙)

法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方

一 当用漢字の音訓使用 <略>

二 送り仮名の付け方 <略>

三 付表の語 <略>

1981（昭和56）.10.1.	公用文における漢字使用等について
○昭和56年内閣閣第138号	
殿	
昭和56年10月1日	内閣官房長官
公用文における漢字使用等について（通知）	
<p>本日、常用漢字表に関する内閣訓令が発せられたことに伴い、今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等について、<u>事務次官等会議</u>において別紙のとおり申合せされました。</p>	
<p>ついでには、貴省（庁）においては、この申合せを十分に知され、実施されるよう御配慮願います。</p>	
(別紙) 公用文における漢字使用等について	
○昭和56年10月1日事務次官等会議申合せ	
公用文における漢字使用等について	
<p>昭和56年10月1日付内閣訓令第1号「常用漢字表の実施について」が定められたことに伴い、今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等は、下記によることとする。</p>	
<p>なお、「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」（昭和48年6月18日事務次官等会議申合せ）は、廃止する。</p>	
記	
1 漢字使用について	
<p>(1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」（昭和56年内閣告示第1号）の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）によるものとする。</p>	
<p>なお、字体については通用字体を用いるものとする。</p>	
<以下略>	
2 送り仮名の付け方について <略>	
3 その他	
<p>(1) 1及び2は、固有名詞を対象とするものではない。</p>	
<p>(2) 1及び2以外の事項は、「公用文作成の要領」（「公用文改善の趣旨徹底について」昭和27年内閣閣甲第16号依命通知）による。</p>	
<以下略>	
4 運用に関する事項 <略>	
5 法令における取扱い	
<p>法令における漢字使用等については、別途、内閣法制局からの通知による。</p>	

1981 (昭和 56) .10.1.	法令における漢字使用等について
<p>○昭和 56 年内閣法制局総発第 141 号</p> <p>殿</p> <p>昭和 56 年 10 月 1 日 <u>内閣法制次長</u> 茂申 俊</p> <p>法令における漢字使用等について (通知)</p> <p>昭和 56 年 10 月 1 日付け内閣訓令第 1 号「<u>「常用漢字表」の実施について</u>」により、各行政機関においては、同日付け内閣告示第 1 号の「<u>常用漢字表</u>」を漢字使用の目安とするものとされ、同日事務官等会議で「<u>公用文における漢字使用等について</u>」の申合せがされたので、<u>当局</u>において、法令における漢字使用等について検討した結果、従前の「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」に代えて、別添により実施することとしたから、通知します。</p> <p>(別添) 法令における漢字使用等について <略></p> <p>(別紙) 法令における漢字使用等について</p> <p>一 漢字使用について <略></p> <p>二 送り仮名の付け方について <略></p> <p>三 その他 <略></p>	
2010 (平成 22) .11.30.	公用文における漢字使用等について
<p>○平成 22 年内閣訓令第 1 号</p> <p>各行政機関</p> <p>公用文における漢字使用等について</p> <p><u>政府</u>は、本日、内閣告示第 2 号をもって、「<u>常用漢字表</u>」を告示した。</p> <p>今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする。</p> <p>なお、昭和 56 年内閣訓令第 1 号は、廃止する。</p> <p>平成 22 年 11 月 30 日 内閣総理大臣 菅 直人</p> <p>(別紙) 公用文における漢字使用等について</p> <p>1 漢字使用について</p> <p>(1) 公用文における漢字使用は、「<u>常用漢字表</u>」(平成 22 年内閣告示第 2 号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。</p> <p>なお、字体については通用字体を用いるものとする。</p> <p><以下略></p>	

2 送り仮名の付け方について

(1) 公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」（昭和48年内閣告示第2号）の本文の通則1から通則6までの「本則」・「例外」、通則7及び「付表の語」（1のな お書きを除く。）によるものとする。

<以下略>

3 その他 <略>

4 法令における取扱い

法令における漢字使用等については、別途、内閣法制局からの通知による。

2010（平成22）.11.30.	法令における漢字使用等について
-------------------	-----------------

○平成22年内閣法制局総総第208号

各府省庁事務次官等 殿

平成22年11月30日

内閣法制次長

法令における漢字使用等について（通知）

平成22年11月30日付け内閣告示第2号をもって「常用漢字表」が告示され、同日付け内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、当局において、法令における漢字使用等について検討した結果、別紙のとおり「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定）を定め、実施することとしましたので、通知します。

なお、昭和29年11月25日付け法制局総発第89号の「法令用語改善の実施要領」（同実施要領の別紙「法令用語改正要領」を含む。）及び昭和56年10月1日付け内閣法制局総発第141号の「法令における漢字使用等について」は、本日付けで廃止しますので、併せて通知します。

（別紙）法令における漢字使用等について

<略>

○平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定

法令における漢字使用等について

平成22年11月30日付け内閣告示第2号をもって「常用漢字表」が告示され、同日付け内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、法令における漢字使用等について、次のように定める。

平成22年11月30日

内閣法制局長官 梶田信一郎

法令における漢字使用等について

1 漢字使用について

(1) 法令における漢字使用は、次の(2)から(6)までにおいて特別の定めをす

るもののほか、「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号。以下「常用漢字表」という。)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)並びに「公用文における漢字使用等について」(平成22年内閣訓令第1号)の別紙の1「漢字使用について」の(2)によるものとする。また、字体については、通用字体を用いるものとする。

<以下略>

2 送り仮名の付け方について

(1) 単独の語

ア 活用のある語は、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号の「送り仮名の付け方」をいう。以下同じ。)の本文の通則1の「本則」・「例外」及び通則2の「本則」の送り仮名の付け方による。

イ 活用のない語は、「送り仮名の付け方」の本文の通則3から通則5までの「本則」・「例外」の送り仮名の付け方による。

[備考] 表に記入したり記号的に用いたりする場合には、次の例に示すように、原則として、()の中の送り仮名を省く。

【例】 晴(れ)曇(り) 問(い) 答(え) 終(わり) 生(まれ)

(2) 複合の語

ア イに該当する語を除き、原則として、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「本則」の送り仮名の付け方による。ただし、活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「許容」の送り仮名の付け方により、次の例に示すように送り仮名を省く。

<以下略>

3 その他

(1) 1及び2は、固有名詞を対象とするものではない。

(2) 1及び2については、これらを専門用語及び特殊用語に適用するに当たって、必要と認める場合は、特別の考慮を加える余地があるものとする。

<略>

2022(令和4).1.7.	公用文作成の考え方
----------------	-----------

○令和4年1月7日文化審議会建議

文部科学大臣 末松信介殿

文化審議会会長 佐藤信

文化審議会国語分科会長 沖森卓也

「公用文作成の考え方」について(建議)

文化審議会は、慎重審議の結果、「公用文作成の考え方」を決定しましたので、別添のとおりここに建議します。

これは、昭和26年に国語審議会が建議した「公用文作成の要領」が示してきた理念を生かしつつこれを見直し、今後、政府内における公用文作成の手引として活用されることを目指し取りまとめたものです。

つきましては、本建議を政府内に周知し、活用を促すよう要請いたします。

別添

公用文作成の考え方（建議）

令和4年1月7日 文化審議会

前書き <略>

基本的な考え方 <略>

I 表記の原則 <略>

II 用語の使い方 <略>

III 伝わる公用文のために <略>

(付)「公用文の考え方（文化審議会建議）」解説 <略>

2022（令和4）.1.11.

「公用文作成の考え方」の周知について

○令和4年内閣文第1号

各国務大臣 殿

令和4年1月11日

内閣官房長官

「公用文作成の考え方」の周知について

本日の閣議で文部科学大臣から報告された「公用文作成の考え方」（文化審議会建議）は、現代社会における公用文作成の手引としてふさわしいものであることから、貴管下職員への周知方につき、よろしく御配慮願います。

なお、「公用文改善の趣旨徹底について」（昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知）は、本日付けで廃止します。

7 結びに代えて

戸籍の氏名に読み仮名を付ける件についての法制審議会の審議が始まったというニュースをきっかけに、ネット上でいろいろ検索しているうちに、国語表記の基準を要領よく整理する必要があると思いついた。戸籍実務の観点からは、現時点で有効な法律の規定を見るという共時的な整理で足りるかもしれないが、法をダイナミックにとらえるという観点からすれば、現代の姿

になった通時的整理も必要である。さいわい在職中に担当していた法学入門や法学基礎で学生に教えるために、法令文表記の変遷については一応の整理はできていたので、あらかた見当はついていて、それをもとにして、本誌で連載を続けている「法令用語釈義」の随所で、法令文表記と関連する限りでの国語表記に関する問題を論じてきた。すべての論説は「広島大学学術研究リポジトリ」で閲覧・ダウンロード可能なので、興味をお持ちの方は、本稿末尾のアドレスでアクセスして、ご覧いただきたい。

毎年1本ずつ書き続けてきたこのシリーズも、昨年はコロナウイルス蔓延の影響下、外出制限や図書館の入館制限などのため、書き上げることができなかった。(まん延の漢字「蔓」は、人名用漢字で、2004(平成16)年9月の大改正の際に別表に追加されたものである。「音：マン、バン/訓：つる」という読みのこの漢字ははたして「人名用」の範疇に入るのだろうか。常用漢字の表外漢字なので、政府もマスコミも平仮名書きをしているようである。)今年もネットをフル活用し、官報を確認する作業を続け、個別的な内容には深く立ち入らずに、制定文をひたすら引用して、推移を浮かび上がらせるという形で表記の変遷史を描いてみた。手間をかければだれでもできるという意味では、本シリーズ第2回の「憲法の条文見出し」(本誌第10号、2014年)と同工異曲である。「法令用語釈義」の番外編である。とはいえ、役に立つ形で、いつかどこかでまとめておきたいと以前から思っていたテーマではあったのだ。しかも、タイミングがいいのか、悪いのか、執筆の途中で、昭和27年「公用文作成の要領」の廃止に遭遇した。

ネット検索をしていて、名前の読みについておもしろい事例を発見した。「伊藤沙莉に聞いた「さいり」の読み方と名前の由来」[2020年12月5日5時0分] <ニッカンスポーツ・コム/芸能番記者コラム(村上幸将)> (<https://www.nikkansports.com/entertainment/news/202011270000352.html>)である。伊藤沙莉という名前は、2020年1～3月にNHK総合で放送された『映像研には手を出すな!』(大童澄瞳作)というアニメのエンディングロールで見た記憶

があった。このアニメは、浅草みどり・金森さやか・水崎ツバメという女子高生3人組によるアニメ制作活動を描いたものであるが、その主人公の浅草みどりの声を担当しているのが伊藤沙莉であり、私は「いとう・さり」という声優だと思っていた。その後、声優ではなく、9歳から子役として芸能活動を始めたいわばベテラン女優で、名前は「さいり」と読むことを知った。『【さり】ではなく【さいり】です。』というタイトルのエッセイ集も出版しているようだ。名前の読み方について、これまでも説明する機会が多かったであろうことを推測させるようなタイトルである。「名前」と「読み方」を検索語としてサーチしている時に、たまたまこのサイトがひかったのである。

伊藤 元々、うちはお兄ちゃんの名前が俊介（お笑いコンビ・オズワルド伊藤俊介）で、お姉ちゃんが史織…そうなった時に、お母さんが「ヤバい。普通の（名前）をつけすぎた、スタンダードにきちゃった。ここで変化球をやってみようかな」みたいな感じで「さいり」にしたんですね。「さゆり」とか「さおり」…その流れの名前が、すごいきれいで、かわいいと思っていたらしくて。個性的に育てて欲しい、この子の個性を大事にしたいみたいなことを考えたらしく「さ・い・り」だったら（他に）いないかもと思ってつけたんですけど。

名前の読み方は「さいり」になったが、そこに「沙莉」という漢字を当てたのは、祖父だという。

伊藤 漢字をつけるのは、おじいちゃんだったんですね。（母が）おじいちゃんに「さいりです！」って言って投げたら、何のおしゃれだったか、読みを間違ったか分からないけれど、突然「沙莉」って提出してきたんです。でも、お母さんが「個性的なのがいいから、いいか。これで無理やり『さいり』にしちゃえ」みたいな感じで（出生届を）提出したんです（笑い）

沙莉と書いて「さいり」と読むのが正しいかと尋ねると、読み方を決める家族会議が開かれたことと、その内幕を語った。

伊藤 真ん中の「い」は（漢字の）どこにつけたらいいの？って感じ…全然、いまだに分からない（笑い）でも…一応、うちの家族で1回、家族会議をして。「『い』っ

て(読みを漢字の)どっちに入れる?」みたいになって。「どっちでも、いいよね?」ってなった時に「でも『り』は『莉』(の方の読みで)でいきたいじゃん」ってなったから「『い』はこっち(沙)にやっても良くない?」って…。『沙』の方に『い』(の読み)を入れられない?」ってなって決定したから、一応「さい・り」になっているんですけど。

「さいり」をキラキラネームと言ってよいかわからないが、音を先に決め、それに漢字を当て、通常の漢字の読み方をしないというのは、最近の名前の付け方の典型と言ってよいだろう。命名のプロセスのリアルをここまで見せてくれるエピソードとして非常に興味深いものである。これでは読みの難しい名前が増えるはずだ。

ちなみに、「沙」はもともとは1976(昭和51)年の人名用漢字追加表に含まれた人名用漢字であったが、2010(平成22)年の常用漢字表で表内漢字となったので、現在は常用漢字である。表内の読みは字音「サ」のみであり、用例は「沙汰」があがっている。「莉」は1981(昭和56)年改正で「戸籍法施行規則 別表第二 人名用漢字別表」に含まれるようになった人名用漢字であり、そのため読みは記載されていない。

子の名に用いることのできる漢字の制限が実施されてから、すでに70年以上が経った。現在の後期高齢者以下の年齢の者の大部分の名で用いられている漢字は、当時の当用漢字の範囲に含まれる。その後、人名用漢字や常用漢字としてある程度は字数は増えたけれども、戦前のような漢字の氾濫は押しとどめられたのである。しかし、漢字の読みについては、大幅に自由であった。漢字の読みを戸籍に記載するようになれば、その記載と照合することで、個人的には名の読みは一意的に確定可能になるであろう。しかし、「名が読めない」ことには変わりがないのではないか。出生届受理時に、何らかの基準(たとえば、字音・字訓の制限など)での漢字の読みのコントロールができるとは考えられないからである。

■広島大学 学術研究リポジトリ

<https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/search?all=平野敏彦>